

令和 3 年

三重県議会定例会会議録

(10 月 19 日)
(第 30 号)

第
30
号

10
月
19
日

令和3年

三重県議会定例会会議録

第30号

○令和3年10月19日（火曜日）

議事日程（第30号）

令和3年10月19日（火）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔一般質問〕
- 第2 議案第125号
〔委員会付託〕
- 第3 議案第126号
〔提案説明、採決〕

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 議案第125号
- 日程第3 議案第126号

会議に出欠席の議員氏名

- 出席議員 51名
- | | | | |
|---|---|----|----|
| 1 | 番 | 川口 | 円 |
| 2 | 番 | 喜田 | 健児 |
| 3 | 番 | 中瀬 | 信之 |
| 4 | 番 | 平畑 | 武 |
| 5 | 番 | 石垣 | 智矢 |

6	番	小林	貴虎
7	番	山本	佐知子
8	番	山崎	博
9	番	中瀬古	初美
10	番	廣	耕太郎
11	番	下野	幸助
12	番	田中	智也
13	番	藤根	正典
14	番	小島	智子
15	番	野村	保夫
16	番	木津	直樹
17	番	田中	祐治
18	番	野口	正
19	番	倉本	崇弘
20	番	山内	道明
21	番	山本	里香
22	番	稲森	稔尚
23	番	濱井	初男
24	番	森野	真治
25	番	津村	衛
26	番	杉本	熊野
27	番	藤田	宜三
28	番	稻垣	昭義
29	番	石田	成生
30	番	村林	聡
31	番	小林	正人
32	番	服部	富男
33	番	谷川	孝栄

34	番	東	豊
35	番	長 田	隆 尚
36	番	奥 野	英 介
37	番	今 井	智 広
38	番	北 川	裕 之
39	番	日 沖	正 信
40	番	舟 橋	裕 幸
41	番	三 谷	哲 央
42	番	中 村	進 一
43	番	津 田	健 児
44	番	中 嶋	年 規
45	番	青 木	謙 順
46	番	中 森	博 文
47	番	前 野	和 美
48	番	山 本	教 和
49	番	西 場	信 行
50	番	中 川	正 美
51	番	舘	直 人

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	坂 三 雅 人
書記（事務局次長）	畑 中 一 宝
書記（議事課長）	前 川 幸 則
書記（企画法務課長）	小 野 明 子
書記（議事課課長補佐兼班長）	佐 竹 宴
書記（議事課主幹兼係長）	林 良 充
書記（議事課主査）	辻 昌 平

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	一 見 勝 之
副 知 事	廣 田 恵 子
副 知 事	服 部 浩
危機管理統括監	日 沖 正 人
防災対策部長	野 呂 幸 利
戦略企画部長	安 井 晃
総 務 部 長	高 間 伸 夫
医療保健部長	加 太 竜 一
子ども・福祉部長事務代理	中 村 徳 久
環境生活部長	岡 村 順 子
地域連携部長	山 口 武 美
農林水産部長	更 屋 英 洋
雇用経済部長	島 上 聖 司
県土整備部長	水 野 宏 治
最高デジタル責任者兼デジタル社会推進局長	田 中 淳 一
医療保健部理事	中 尾 洋 一
環境生活部廃棄物対策局長	増 田 行 信
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	辻 日 出 夫
地域連携部南部地域活性化局長	横 田 浩 一
雇用経済部観光局長	小見山 幸 弘
県土整備部理事	真 弓 明 光
企 業 庁 長	喜 多 正 幸
病院事業庁長	長 崎 敬 之
会計管理者兼出納局長	森 靖 洋
教 育 長	木 平 芳 定

公安委員会委員
警察本部長

村田典子
佐野朋毅

代表監査委員
監査委員事務局長

伊藤隆
紀平益美

人事委員会委員
人事委員会事務局長

北岡寛之
山川晴久

選挙管理委員会委員

野田恵子

労働委員会事務局長

中西秀行

午前10時0分開議

開 議

○議長（青木謙順） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（青木謙順） 日程に入るに先立ち、報告いたします。
議案第126号が提出されましたので、さきに配付いたしました。
以上で報告を終わります。

提 出 議 案 件 名

議案第126号 公害審査会委員の選任につき同意を得るについて

質 問

○議長（青木謙順） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。9番 中瀬古初美議員。

〔9番 中瀬古初美議員登壇・拍手〕

○9番（中瀬古初美） おはようございます。松阪市選出、新政みえの中瀬古初美でございます。一般質問最終日のトップバッターを務めさせていただきます。

知事におかれましては初めてでございますので、松阪木綿が、私いつもこのようにして、一般質問のときには松阪木綿を着させていただいております。

松阪木綿は、天然藍の先染めの糸で織りなされておりまして、それが松阪木綿の特徴なんですけれども、江戸時代当時、人口100万人と言われておりましたが、そのとき、年間、五十数万反販売されていたそうです。それぐらい松阪木綿が当時、大流行、大人気だったということです。そのようなところで頑張っております。

それでは、今回、一般質問4項目について質問させていただきます。

まず1点目、風力発電施設計画に係る地域への影響についてですが、世界の気候変動問題に対処するため、化石燃料からの脱却と再生可能エネルギーの大幅普及を進めるエネルギー転換政策が世界的に進んでいます。

我が国でも、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現を目指すことの2050年カーボンニュートラルの実現が宣言され、その実現に向けて経済と環境の好循環をつくっていくグリーン成長戦略を本年6月に公表されました。

さきの長田議員の代表質問において、知事は、国のグリーン成長戦略等を踏まえ、三重県において、風力発電や太陽光発電等の再生可能エネルギーをどれくらい導入していく必要があるのか、その配置も含めて検討していく必要があるといった答弁をされました。

カーボンニュートラルへの実現に向けては、再生可能エネルギーの導入といった電力の脱炭素化が大前提です。再生可能エネルギーの導入を促進して

いくに当たっては、環境への影響を未然に防止するとともに、地域の理解を得ていくことが重要であると考えています。

特に風力発電施設については、国が定めるガイドラインにおいて、重要な動植物への影響や景観の問題に加え、風車を住宅地等の近隣に設置する場合に、騒音や振動、シャドーフリッカー、風車本体の影等について、地域住民との間で問題となるケースが報告されているとあります。そして、事業者においては、土地や地域の状況に応じた防災、環境保全、景観保全の観点から適切な土地の選定、開発計画の策定を行うように努めることと示されています。

平成11年に、久居市が風力発電施設4基を建設して以来、本県は風力発電においては早くから実施されており、2018年の経済産業省の資料によると、全国5位の風力発電施設数があり、単位面積当たりでは全国3位の発電設備容量となっています。

まず、県内の風力発電施設の設置状況及び計画について、現在、環境影響評価法令に基づく手続中のものも含め、事業計画の状況についてどの程度あるのか、三重県は他県の状況と比較して、件数が、先ほども申し上げましたが、多いのではないかと推測されますが、その状況をお聞かせください。

〔岡村順子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（岡村順子） 県内の風力発電施設の設置状況についてお答えします。

これまで県内において、環境影響評価法や三重県環境影響評価条例等に基づく環境影響評価が実施され、運転中の風力発電施設としましては、平成15年に運転を開始しました青山高原風力発電所をはじめ6か所、114基の風力発電機が稼働しており、県内の風力発電所による発電能力は20万2000キロワットとなっております。

全国における状況として、一般財団法人日本風力発電協会が公表していません、2019年末時点における都道府県別の風力発電導入量と風車基数によりますと、先ほども議員から御紹介ございましたが、三重県の導入実績はキロ

ワット数、基数ともに全国5位となっております。

また、現在、県内で環境影響評価手続中の風力発電施設は9件ございます。環境影響評価の手続は、計画段階環境配慮書、方法書、準備書の順に手続が進められますが、手続中の9件について見ると、配慮書段階のものが2件、方法書段階のものが4件、準備書段階のものが3件となっております。

風力発電施設の設置に当たりましては、事業者には適正な環境配慮の確保及び地域の住民の理解を得られるよう最大限の努力を行うことが求められております。

現在手続中の事業についても、事業者によりまして、環境保全の観点からよりよい事業計画となるよう検討が進められていきますが、県としましても、事業者に対して適切な環境影響評価の実施を促してまいります。

〔9番 中瀬古初美議員登壇〕

○9番（中瀬古初美） 今部長の御答弁から、県内で手続中の風力発電施設、9件あるとお聞きをいたしました。そのうちの3件は松阪市内で計画をされておりました、そのうち1件は、先日、新聞報道されております三重松阪連ウィンドファーム発電所ですね。

発電機の設置規模は、1基が4200キロワットから5500キロワット級で、それが全部で60基、そして総発電量が25万1000キロで、国内風力発電最大規模の超巨大プロジェクトと言われております。

先ほど三重県で発電量が20万2000キロワットとおっしゃいましたけれども、それを既に上回るということになるかと思えます。

こちらを御覧ください。（パネルを示す）こちらは事業実施の想定区域、それから風力発電の設置想定範囲でございます。このようにして、A、B、Cエリアと分けられて、説明など新聞報道等ではございました。

（パネルを示す）次に、こちらですが、これにつきましては、建設予定地の景観イメージになります。これ、櫛田川から見る飯盛山とありますけれども、そちらのほうに、イメージとして山頂に風車がこのようにして建てられるという計画、地元の方が作られたものをお借りしてきました。

1基の高さが、先ほどもありましたけれども、185メートルなんです。高さのイメージとしまして、この議場のフロア、皆さんのいらっしゃるこのフロアから天井までの高さが約10メートルです。調べて聞かせてもらいました。県庁の行政棟とか、それから議会棟の外観の高さが約30メートルと聞きましたので、この建屋を6個上に重ねてもそれ以上の巨大なものになるということが、1基の風車でそれぐらいの高さになるのが60基建つということです。

また、この近くには三重大学の風車がありますけれども、58メートルと言われておりますので、それがもう3倍以上の高さになるとイメージはしてもらいやすいかなと思います。

カーボンニュートラル社会を実現するためには、再生可能エネルギーの主力電力化の実現が重要であることから、今後も設置が進んでいくであろうということは当然考えられます。

先ほども述べましたように、環境への配慮、それから地元の理解といった観点から、設置を推進する立場、あるいは反対する立場を問わず、環境影響評価の重要性はますます高まっていますが、国においては、10月1日の閣議で環境影響評価法施行令の改正を決定されて、この令和3年10月31日から、風力発電等に関する環境影響評価法に基づく規模要件が緩和されることになりました。

今回の改正においては、風力発電事業に係る規模要件について、第一種事業においては出力を1万キロワット以上から5万キロワット以上に変更して、要件が緩和されるというような内容になります。

改正法令に伴い、1万キロワットから5万キロワット未満の発電所は、国の環境アセスメント実施義務づけの対象から外れるということになります。

環境影響評価法は、国の環境アセスメントの対象外となる事業について、都道府県や政令指定市が条例で環境アセスメントを義務づけることができると規定をしています。

こちらを御覧ください。（パネルを示す）これ、全国の地図になるんですけども、第一種事業、先ほど申し上げました下限値、このようにして全国

都道府県で定められているところの図になりますが、三重県を御覧いただくと、風力発電所は対象外となっているんですね。星印がついて、土地の改変の条件で、風力発電所が対象となるというような状況ということになります。

では、ここでお尋ねしますが、県として、先ほど部長が申されましたように、非常に風力発電施設数全国5位と多い状況であるにもかかわらず、この全国の地図を見ていただきますと、こういうような状況ということが分かりますが、私はやっぱり県としては条例できちんと規定すべきと考えます。そのことについて、当局の方針などを伺いたいと思います。

〔岡村順子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（岡村順子） 環境影響評価法施行令改正を受けた県の対応についてお答えいたします。

環境影響評価は、開発事業の実施が環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業者があらかじめ調査、予測、評価を行い、その結果について住民や自治体の意見を聞いた上で、環境の保全について適正な配慮を行い、事業に反映させることを目的とした制度です。

我が国の環境影響評価制度では、法律と条例が一体となり、より環境の保全に配慮した事業の実施を確保しているところでございます。

適用に当たりましては、環境影響評価法では、規模が大きく、環境影響の程度が著しいものになるおそれがある事業を対象とし、都道府県等が定める条例においては、地域の実情に応じて、比較的規模の小さい事業を対象としています。

風力発電をはじめとした再生可能エネルギーは、発電時に温室効果ガスを排出しないことから、国としても、カーボンニュートラル社会の実現のために導入を促進していく方針としています。

こうした中、内閣府特命担当大臣（規制改革）主催で開催された再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォースにおきまして、環境影響評価法の対象となる風力発電所の規模要件緩和が検討され、風力発電等の導入拡大に向けた環境影響評価制度の見直しを含む規制改革実施計画が、令

和3年6月に閣議決定されました。

先ほど御説明もございましたが、環境省はこの決定を受けて、風力発電所に係る規模要件を見直し、必ず環境影響評価を行うこととしております第一種事業について、総出力1万キロワット以上を5万キロワット以上に緩和するなどを内容とします環境影響評価法施行令を改正し、令和3年10月31日から施行することとしました。

なお、この環境影響評価法施行令では経過措置を設けておまして、令和4年9月30日までは、引き続き現状の枠組みを維持することとしております。

今回、この法対象事業の規模要件が緩和されることで、再生可能エネルギーの導入促進が期待される一方で、経済産業省と環境省が開催しました見直しに関する検討会では、法対象事業とならない規模の風力発電所について、適切な環境影響評価の実施が担保されるよう留意する必要があるということが指摘もされているところです。

このことも踏まえまして、法律と条例が一体となって我が国の環境影響評価制度が運用されてきた経緯も踏まえて、今後、法対象事業でなくなる規模の風力発電所につきまして、環境への配慮の視点から、条例における対象事業をどのように見直していくのか、有識者の意見も聞きながら、経過措置の期限までに対応していきたいと考えております。

先ほど御指摘いただきました、条例で今風力発電規模要件で面積要件、20ヘクタール以上ということでは対応になっておりますけれども、それも含めて、全体どのように風力発電に条例で対応していくのかということを対象に検討していきたいと思っております。

〔9番 中瀬古初美議員登壇〕

○9番（中瀬古初美） 土地の面積だけでなく、しっかりと条例の改正を検討されていくと理解しました。そちらでよろしかったでしょうか。部長、しっかりうなずいていただきましたので。

時間がかかることですので、今すぐというようなところではないと思いますけれども、今すぐやりますとは言っていないとは、それは存じて

おりますが、しっかり進めていただくということを理解させていただきました。条例改正に向けて、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、現在、こちらのほうをまた御覧ください。（パネルを示す）これ、環境影響評価のフロー図になっております。先ほど申し上げました三重松阪蓮ウィンドファームのところですが、現在、計画段階環境配慮書に対して、9月28日に、ちょうど一番上のところなんですね、配慮書です。28日に、中止か抜本見直しという知事意見が公表され、10月8日、環境大臣意見を経済産業省に提出したというような今ところになると思います。

地域の地形とか地質や希少な動植物について、やっぱり地域の方は一番よく知ってみえます。土砂災害のリスクがあるのが大きいとか、それから地域の地質や環境、そして非常に急峻な地形、そのようなことをやっぱり知ってみえるのは地元の方であります。今回の計画に対して、自然環境面や土砂崩れなど懸念の声が多くあるのは現状です。

また、日本自然保護協会から、自然環境面、防災面からも計画中止を求め、意見が提出されています。

地域では、反対や賛成やいろんな声を、意見を聞いています。事業者と土地所有者の話だけで進んでいくと、土地所有者が巨大プロジェクトの成立の責任を負わされているような感もあります。

情報が不十分で、地域での対立や分断があるような、地域で賛成、反対といったような住民が二つに二分されたり、地域コミュニティが壊れていくということが一番危惧するところです。また、これは全国的にも同様のトラブルが頻発をしている現状です。

また、資源エネルギー庁の再生可能エネルギー政策の直近の動向というのがあるんですが、そちらでも情報提供フォームに寄せられた地方自治体や住民の方々の分析には、2016年の10月から2021年7月までに738件の相談が受け付けられて、ここ1年の相談件数は増加傾向にあるとなっております。

その相談内容を大きく3点に分類されていますが、一番に、地元の理解を得ないまま事業が進んでいくことへの懸念とあります。

県当局として、地域の対立や分断に発展し得るものに対して、課題認識をされていますでしょうか。先ほどもおっしゃいましたけれども、その認識があるならば、県当局としてどのような対応策があるとお考えでいらっしゃいますか。お聞かせください。

〔岡村順子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（岡村順子） 風力発電の計画に伴う、できるだけ早い段階での住民等の合意形成の進め方についてお答えいたします。

環境影響評価制度においては、計画段階環境配慮書を作成するなど、計画の初期の段階で事業計画を公表して、環境保全の見地から住民らの意見を聞くという制度になっております。

また、国では、地域と共生した再生可能エネルギーの導入促進のため、事業計画ガイドラインを策定して、事業計画作成の初期段階から地域住民との適切なコミュニケーションを求めているところでございます。

そうした中であっても、議員御指摘のように、事業者の情報提供が不十分であったり、説明会の開催や住民との対話が不十分であったりする中、地元理解を得ないまま事業が進んでいくことへの懸念が全国的に生じているという認識でございます。

県としては、かねてから事業者に対して、環境影響評価手続を開始する際には地元市町に相談し、助言などを得ながら、地域の住民にあらかじめ計画を説明するなど、丁寧な対応を行うよう促しているところでございますけれども、引き続き、できるだけ早い段階で説明が行われるよう徹底し、地域からの信頼が確保されるように取り組んでまいりたいと思います。

〔9番 中瀬古初美議員登壇〕

○9番（中瀬古初美） 早い段階からというところで、三重県では計画段階環境配慮書というところは規定されていなくて、方法書からなんですけれども、その段階で地域住民の方が知るというのは、新聞で本当に小さなところにあるというところからなんです、全体に知られていくというところは。やっぱり早い段階でその先のことを考えると非常に大事だと、部長もそのように

認識されているということですが。

地域の中で、先ほども申し上げましたように、やっぱり対立と分断というものではなくて、大事なのは対話と連携と考えます。意思決定に関わるものだからこそやはり地域住民の意思が反映されるべきだと思いますし、難しい課題というのはありますけれども、やはり県においては、先ほど市町との連携も言われましたので、しっかりとしたやっぱり対話と連携に持って行って、検討いただきたいと思います。

このような本当に大きい、国内最大級と言われるような巨大プロジェクトである風力発電事業が、やはり地域の発展に寄与するためであるとするならば、やはり計画段階から地域住民との合意形成など、やっぱり十分なコミュニケーションが必要だと思いますし、行政としても、もう一步深く、このような案件については丁寧に関わっていただいきたいと思いますし、そういうことが大事ではないかと、必要ではないかと考えます。

しっかり先ほど御答弁いただきましたが、改正についても進めていただきたいですし、そこに行政としても目を向けていますよというような姿勢が非常に大事ではないかと思えます。

それでは、次、2点目に行かせていただきます。

ひきこもり支援推進計画の策定に当たってです。

このひきこもり支援状態にある方への支援については、昨年9月定例会議で、ちょうど1年前になりますけれども、超党派のひきこもり支援の会、ミートの会、津田議員率いるこのメンバー全員でそれぞれの視点から、ひきこもりの状態の当事者、御家族の現状や課題についても、いろいろな視点から質問を行ったところ、鈴木前知事はひきこもり状態の方への支援について、県政の柱に据える覚悟で取り組むというような、あのときには、メンバー全員が頑張ってきた、こんなふうにごくここでその思いの丈を言っていて、そしてまた令和3年度中にひきこもりに特化した支援計画を策定するという英断をいただいたということは、とても全員が喜んだ、そのときの覚えがあります。

そういう中で、今年度中、その方針を受けて計画策定に向けた検討を進めていただいている中、一見知事が新たに御就任されました。

一見知事におかれましては、政策集の中で、ひきこもり状態にある人をはじめ、生きづらさや働きづらさを感じている方々を、誰一人取り残さないよう、思いやりのある支援を行いますと掲げていただき、頼もしく感じているところでございます。

この10月の医療保健子ども福祉病院常任委員会への計画の骨子案が示されて、支援計画や当事者団体、専門家なども含めて様々な方から御意見を伺い、12月中に中間案、そして3月には最終案が示されるとお聞きしております。

計画の策定に当たっては、その支援から誰一人取り残さないよう、しっかりと御検討を重ねていただきたいと思います。

ミートの会の活動としましては、議員有志で、4月10日に、誰一人取り残さないひきこもり支援フォーラムを四日市市で開催しまして、約450人の来場者がありました。当事者の方、関係者の方、多くの方々に御参加いただいて、当事者、御家族の方も多く来ていただきましたので、その関心の高さがうかがえました。

そのときに、年に1回の開催をしようという宣言ですかね、をしましたので、次回は来年2月5日です。第2回ひきこもり支援フォーラムを三重県総合文化センター中ホールにて開催予定となりました。

そこで、誰一人取り残さないひきこもり状態にある方への支援について、知事の思いを聞かせてください。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） お答えを申し上げます。

内閣府の調査結果によりますと、全国で100万人以上の方がひきこもり状態にあると聞いております。三重県では、推計いたしますと約1.6万人と、この数を聞いたときに、私は正直びっくりしましてですね。数がすごく多いなど、ひきこもりというのは誰の身に起こっても不思議ではないんやなという気がいたしました。

ひきこもりの原因とかきっかけは、様々あると聞いています。特に今8050問題、親御さんが80歳になり、ひきこもりの子どもさん50歳になると、どうしたらええのやろうということですね。これは人の親として、親御さんの気持ちを考えてときに、一刻も早く対応せないかんものやないかと私自身感じました。

これまで行政が、この分野についてはなかなか分かっていなかったということもあって、しっかりとした対策を講じられなかった、こういう問題やと思っております。

まずは、県内におきますひきこもりの実態調査を行う必要があるかと思っております。今年度は、民生委員の方々、児童委員の方々へのアンケート調査を実施したところでございまして、この結果によりますと、年齢別では、40歳以上の中高年層が多いということ、それから、ひきこもり状態になってからの期間は5年以上が約4割ということで、長期化している、高年齢化しているという傾向が分かりましたので、ひきこもりを長期化させないために何が重要なのかと、まずは、早期に相談支援機関につなげるということが重要だという課題が明らかになってきたところであります。

そういった課題への対応策も盛り込みました全国の都道府県レベルでは初となる、ひきこもり支援に特化した新たな計画として、三重県ひきこもり支援推進計画を今年度中に策定することで、誰一人取り残さない地域共生社会の実現に向けて、思いやりのある三重を県民の皆さんと共につくっていきたいと考えております。

三重県議会におかれましては、この課題につきまして、全国の議会に先駆ける形で、これまでも熱心に取り組まれていると承知しておりますけど、県議会の議員の方々や市町などの関係機関、ひきこもり経験者の方や家族などの民間団体などからも幅広く御意見をいただきながら、実効性のある計画の策定やとか、あるいは効果的な取組の検討にしっかりと着手していきたいと思っております。

誰もが社会から孤立することなく、ありのままの自分が認められ、いつで

も小休止できて、多様な生き方を選択して、希望を持って安心して暮らせる社会をつくるための支援をしっかりと進めていきたいと思っています。

2月5日の話もお伺いしておりますので、可能な限り、私も出席させていただきたいと考えているところでございます。

〔9番 中瀬古初美議員登壇〕

○9番（中瀬古初美） ありがとうございます。

知事のその思いも聞かせていただきました。本当に孤立をすることなく、小休止してもいいんだよ、そういうような優しい社会にやっぱりなっていく必要があると思います。

そういう中でも、当事者の方々は、自らが置かれたその苦境とか、自責の念にも苦しんでおられる方々もありますし、御家族の方の苦しみも聞いております。

本当に、報道などでも取り上げられておりますけれども、家族を含む当事者の方々、周囲へ相談するのにちゅうちょするケースも非常に多いです、例えば仮に相談ができて、縦割りの対応で受け止められなかったというようなケースもあったり、そもそも公的窓口が非常に分かりにくくて、相談の手だてもないというようなところで悩んでいるという方も多く見聞きをしてきました。

一步踏み出したときに、御家族や当事者の方が、そのときにうまく支援につながらないで諦めてしまう、もう話したけどもう無理やったんやわ、もうそれからは、ほかのところに行こうとも思えなかった、そのようにお話をされた方もありました。

やっぱりそこでうまく支援につながらないとなってしまうと、制度のはざまに落ち込んでしまって長期化しているということが、ひきこもりの支援における大きな課題だと思っています。

私たちも、秋田県山本郡藤里町にも行ってきました。ここは総世帯の1300世帯全ての実態調査を行われまして、本来、相談に来ないんだったらこちらから出かけていこうというような、非常に発想の転換で思い切った取組をさ

れておりますし、小さな町だからこそできるというのものもあるかもしれませんが、それを受け止めるような体制づくりというのがしっかりできているんですね。やっぱりそこが第一歩であるということが言われていると思います。

また、岡山県総社市にも行ってまいりました。社会復帰したい人、それから、その支援したい市内の800人。見守りの活動というのが、当事者に寄り添ってサポートしているというような支援のスタイルですね。

これ、私の経験なんですけれども、以前、大学生と話をいろいろしている中で、過去に自分がひきこもりの当事者だったんだと打ち明けてくれた子がおりまして、当時は心を開くことがやっぱり難しく、本当に1人で考えている、1人でただいるだけだったと言われたんです。

でも、そんな中で、その状態から、今は大学生としているので、今だったら、自分も経験したことを生かして当事者の人に寄り添うことができると思うんです。何かそんなことができていくといいなとも思うんです、そんなふうな話をしてくれました。

また、ひきこもりの引き籠もる状態にある息子さんをお持ちの御家族の方からも、自分も非常に苦しい、だけど、その苦しさは経験している自分だから分かるから、その御家族を支えるとか寄り添うとか、その気持ちがすごく理解できるよ、分かるよと言えることが、理解できて寄り添っていくことができるんじゃないかな、そんなふうにお話をしてくださる方があって、やはり経験した方々や、その当事者、御家族の方などは非常に気持ちを受け止める、それから理解する、心から寄り添ってお話を聞く、そういうような役割を担っていただける体制ができるんじゃないかなと思います。

そういう相談体制の充実だけではなくて、やっぱりひきこもりから復帰した方の社会参加の場づくりとしても有効だと思います。

身近な市町での相談体制を充実していくというのも大事ですし、今支援の取組を進めている市町ができてきていますし、松阪市でもひきこもりを含めた総合支援窓口を設置していくような議論がなされていますし、相談体制、

人材育成など県の後方支援は非常に充実していくべきだと思います。

そういうところから、先ほども地域で孤立させないため、ひきこもりの相談をいかに拾うかということがまず第一歩で、その第一歩を誤ると、社会とのつながりというのが途切れてしまうと、そんなおそれがあるので、相談体制はやっぱりしっかりと強化していくということは重要だと考えますが、それらの点についてお聞かせいただきたいと思います。

〔中村徳久子ども・福祉部長事務代理登壇〕

○子ども・福祉部長事務代理（中村徳久） ひきこもりへの相談体制であるとか、人材育成についての県の考え方をお答えします。

ひきこもり状態は長期間になるほど固定化し、支援がより困難になる傾向にあるため、ひきこもり当事者や家族が相談窓口につながりやすく、社会から孤立しない仕組みをつくるのが、効果的な支援を行う第一歩になると考えています。

しかしながら、実際にひきこもり支援に携わる方からは、相談窓口の周知が不十分であるとか、相談窓口やひきこもり支援に係る情報が十分に周知されていないというような現状をお聞かせいただいております。

本年度実施した民生委員・児童委員へのアンケート調査では、ひきこもり支援のために必要と考える施策について、相談窓口の充実であるとか、相談窓口の周知・PRと回答された方が上位を占めております。相談体制に関するニーズが高くなっております。

さらに、ひきこもりの当事者やその家族が支援を希望しないケースも多く見られることから、待ちの姿勢ではなく、相談窓口や支援に係る情報を届けるアウトリーチを含めた訪問型の支援を充実させていく必要があると考えています。

一方、身近な相談支援機関である市町では、相談窓口の明確化や周知、保健・福祉・就労等に関する機関が連携して支援を行うネットワークづくりに取り組まれているところです。

先行する市町においては、本人・世帯の属性や内容にかかわらず相談を受

け止める、断らない包括的な相談支援を継続的に行う、重層的な支援体制づくりも始まっています。

こうした中、県としては、福祉、保健等の各分野の専門性を生かした人材育成など、専門的支援を充実させるとともに、身近な地域の相談体制が強化されるよう、情報提供や専門的な助言・アドバイス等を通じた市町への側面的な支援、この両面でしっかり行うことが重要と考えております。

さらに、議員から御提案のあった、ひきこもりを体験された方やその御家族がサポーターとして支援活動に関わっていただくということは、当事者の視点から本人や家族の気持ちを理解し、寄り添いながら信頼関係を構築しやすく、ニーズに合った支援ができることから大変有益であると考えており、今回の計画の取組方向の中でも位置づけていくことを検討していきます。

今後、来年度の予算編成と並行して、相談体制の充実を含めた切れ目のない支援体制の構築に向けた検討を、市町をはじめとする相談支援機関等と連携しながらしっかり進め、本計画の中間案において具体的な方向性をお示しできたらと考えております。

〔9番 中瀬古初美議員登壇〕

○9番（中瀬古初美） しっかりとお答えいただきました。

相談支援体制の構築であったり、やはり先ほどおっしゃっていただきましたけど、ピアサポート、経験者の方であったり、御家族、御自身が当事者であったりとかというところから寄り添うその気持ちを大事にする、そのようなサポート体制も言っていただきましたし、相談窓口の強化であったり、人材の育成、それからその後方支援というところで、今年度中、しっかりとそういうような、いろんな皆さんの意見も聞いていただきながら、それを盛り込んでいただいて、温かい社会に、三重県に、全国もうどこも、最近、特にたくさん報道でも特集が組まれるぐらいの状況ですので、そういうところから、三重県はこんなふうに行っているというところが、また我々が秋田県の藤里町や岡山県総社市に行かせていただいたように、あっ、三重県の取組、ぜひ聞きに行きたいなというふうに思ってもらえるような、温かい三重県が

できていくといいなと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に進ませてください。

災害時における歯科保健医療対策についてお伺いさせていただきます。

近年、本当に震災や、それから土砂災害もそうですし、風水害、非常に身近に多くなってきております。やはり東日本大震災では、津波によって沿岸地域の多くの方々が被災もしまして、歯科においては、歯科診療所が被災もして、地域の歯科保健医療体制に多大な影響がありました。

こういうところから、災害時歯科保健救護協定を締結している、その地域のそれぞれの歯科医師会と連携して、被災地における歯科医療救護活動なども実施されているというところもございました。

そんな中でも、災害時ってやはり指揮系統の一本化、活動チームの撤収など、適切に実施できてもやっぱり初動対応とか、被災地の歯科保健医療に関する情報不足や多職種との連携不足の課題なども明らかにもなってきました。

そういうところでも、近年の大災害、広域な火災があったり、津波があったり、土砂災害ということの複合的な災害などもありまして、そのためにやはり広域災害の疾病の予防対策とか医療提供体制というものもしっかりとした構築、ないし、それから整備の重要性ということが強く認識されるようになりましたけれども、災害時における歯科保健医療対策についてお伺いしたいと思います。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） 災害時における歯科保健医療の重要性に関して、三重県の取組の現状と今後の対応についてお答えさせていただきたいと思っております。

大規模災害発生時には、避難所等での生活が中長期化することにより十分な口腔ケアが行えず、誤嚥性肺炎や歯周病の重症化など災害関連死につながるリスクがあることから、災害時における歯科保健医療が重要であると認識しております。

このため県では、大規模災害発生時に備えまして、関係機関との連携や情

報共有を行うため、平成24年度に三重県歯科医師会と共に、大規模災害時歯科活動マニュアルを作成したところでございます。

このマニュアルに基づきまして、安否確認訓練、情報伝達訓練の実施や災害発生時の歯科保健医療活動に係る調整を行う歯科医師を、災害歯科医療支援コーディネーターとして郡市歯科医師会ごとに配置し、平時から大規模災害発生時を想定した対応の確認を行っています。

また、大規模災害発生時に歯科保健医療に携わる人材を確保するため、歯科医療機関等の被災状況の情報収集や共有、犠牲者の身元確認、避難所での口腔ケア等に関する研修を毎年実施しているところでございます。

また、令和2年度には、歯科保健医療活動の拠点となる三重県歯科医師会及び伊賀歯科医師会にポータブルチェアやポータブルユニット等を整備し、災害発生時における避難所等での応急歯科治療や口腔ケア等に対応できるよう、訪問歯科診療等の医療提供体制の充実を図ったところでございます。

引き続き、三重県歯科医師会や三重県歯科衛生士会等と連携しまして、災害発生時における歯科保健医療に関する情報共有や意見交換を行うなど、平時から大規模災害発生時を想定し、対応力の向上を図るとともに、訓練や研修が実際の災害時に機能するように、マニュアルに基づく対策が実際の災害現場で的確に機能するよう、これまで実施している情報伝達訓練等に市町や関係団体の参加を呼びかけるなど、より一層連携や実践力の向上を図ってまいりたいと考えてございます。

ちなみに、この平成24年のマニュアル策定後、幸いにして実働をすることがございませんでした。そういうことも含めて、少しでも実践に即したものとなるように工夫してまいりたいと思っております。

また、避難所等における被災者の健康管理が適切に行われ、歯科保健医療に関する支援を必要とする被災者の歯科治療や口腔ケア等につながるよう、個々のスキルアップに加えまして、医師や保健師など多職種で構成される保健医療活動チームとの連携強化に向けましても、関係団体と協議しながら取り組んでまいりたいと考えてございます。

[9 番 中瀬古初美議員登壇]

○9番(中瀬古初美) 連携や情報交換、情報の伝達など、しっかりと機能していくように今後も取り組んでいただいくということで聞かせていただきました。

拠点のことも出ましたけれども、災害拠点病院において歯科がない病院のことですが、ないというところではとか、またあっても歯科医療従事者の医師が不足している、歯科医師が不足しているということは、その被災地における歯科医療救護活動、それから歯科支援活動に支障を来すおそれもあります。

三重県では、災害拠点病院が17施設あるんですけれども、歯科、口腔外科を設置していない病院が8施設となっています。その中でも県内唯一の基幹災害拠点病院である三重県立総合医療センターについても歯科が設置されていないというところがありますので、災害時の歯科医療提供体制の充実に向けた歯科の設置も要望していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、最後の質問をさせていただきます。4点目、深めよう、伊勢茶愛！と今回題しました。

伊勢茶の魅力発信や茶業と茶文化の振興を目指して、三重県議会の議員有志で、県議会茶業及びお茶の文化振興議員連盟を6月30日に発足いたしました。その議連の会長を仰せつかっておりますので、伝統や文化を含めて、生産・消費拡大に向けて、また、より生活に身近なものになるような取組をしていきたいとも考えています。

伊勢茶の消費拡大、振興を目的に、県議会と県茶業会議所とで、お茶の淹れ方教室と、それから飯南高校の生徒たちが伊勢茶を使ったラテアート実演を県議会の議事堂で開催しましたのが、今年の3月10日でした。職員の皆さん、それから議員約100人が参加して、爽やかなお茶の香りとかうまみを楽しんでみえました。

そのようなところで、三重県は生産量が全国3位のお茶どころではありま

すけれども、県内で生産されたお茶は昨年と比べて2割減少して、単価も2割ほど落ち込んでいる、販売も厳しい状況になっていますが、この三重県はやはり南北に長いので、北と南と、それぞれ特徴のあるお茶ができて、とてもおいしいわけですね。

南勢地方では、深いコクとかが特徴である深蒸し煎茶、それから北勢地域では、まろやかな味わいが特徴で、それがかぶせ茶、そういうところで、三重県産地いろいろなんですけれども、やっぱりそれを伊勢茶というふうにして、これをやっぱり県内外に、多くにしっかりと売り込んで消費をされているとイケないと思っています。

今回、日本航空中部支社、JALに、伊勢茶のPRについての連携のお願いに行ってきましたところ、前向きなお返事をいただいて、私としましては、お返事をそのときにいただきました。

この三重県でも、例えば食事に行ったときにアルコールを飲めないというときは、取りあえずウーロン茶というのではなくて、やっぱりそこに伊勢茶というメニューがあって、お茶を飲む、飲み物のメニューに伊勢茶、三重県のお茶といったら伊勢茶、全国でもお茶、三重県というぐらい、三重県が誇る伊勢茶の知名度向上というのは非常に大事だと思うんですけれども、その県内外への展開、それから今後の具体的な取組について聞かせていただきたいと思います。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） では、伊勢茶の知名度向上に向けた県の取組についてお答えします。

茶の全国的な消費減少に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、外食や観光における需要が減退したことで、茶農家の経営は厳しい状況が続いています。

こうした中、本県で生産される茶の多くは、他府県の銘柄茶の原料として出荷・販売されており、伊勢茶の銘柄で県内販売されている商品はまだまだ少ない状況となっています。

今後は、県民の皆さんへの伊勢茶の魅力発信や目に留まる機会の拡大を図り、知名度向上につなげていく必要があります。

このため、本年度策定する伊勢茶振興計画では、伊勢茶に触れる機会を増やし、消費拡大を図ることを目的の一つとして、例えば魅力的な伊勢茶商品の開発促進、茶摘み体験や茶工場見学など産地と消費者との交流促進、量販店における伊勢茶商品の品ぞろえの充実、小・中学校や博物館などにおける食育活動などに全力を挙げて取り組んでいきたいと考えています。

引き続き、県議会の御支援をいただきながら、伊勢茶の知名度向上を図るため、県が率先し、様々な場面において伊勢茶の魅力発信に取り組んでまいります。

〔9番 中瀬古初美議員登壇〕

○9番（中瀬古初美） しっかりと取り組んでいただけるということで、やっぱり全国でも3位ということですが、1位、2位から大きく離れた3位、そこをもう一つ、しっかりとやっぱりこの県内でも消費されて、そして県外にもしっかりと売り込んでいただくと、その役割をしっかりと担っていただきたいなと思っています。

こちらを御覧ください。（パネルを示す）実はこれは県庁6階、農林水産部の部屋に入って、部長のお席の近くで、入ったらすぐに、このようにして伊勢茶のパネルが展示されているという、職員が何か手作りでされたそうなんです。全然知らなくてですね。このようにして、このお茶も、お茶の葉がかわいらしいちょっと透明なガラスのものに入っていたりとかするんです。そこのお茶の風景がある前で写真を撮って、もうインスタグラムに投稿するというようなところの枠まで作ってあるんですね。

せっかくこんなふうにしてもらってあるのに、ここにどなたがここへ行かれるのかなと思いますと、県民の皆さん、ここにわざわざ撮りに行かれるということはないと思うんです。すばらしいのに、これ、撮ったら、本当にお茶畑の中にいるような感じなんです。こんなにしっかりとしたものを作っていたのに、私は写真を撮ってきたんですけど、もったいないな

と思ひまして、やっぱりお茶議連としてはですねと私が言っちゃっていいのかあれですけども、ぜひ県議会の1階のロビーのところとか、それから県民ホールのところとか、やっぱり県民の皆さんの目に触れてこそ生きてくると思うんです。せっかく職員が作っていただいたので、ぜひこれをそういうところに使って、持って行っていただけるといいんじゃないかなと思っております。また御検討いただければと思います。

それから、政策集、知事にちょっとお伺いさせていただきたいと思ひます。

政策集に県産品の売り込みに当たっては、伊勢茶愛に代表される県産品への愛着の醸成に努めますとありますけれども、様々な場面で、御挨拶で、何か知事はいろんなところでこのお茶のことを結構話されていると伺っております。

やっぱりもともとは運輸省出身の一見知事、国土交通省の一見知事ならではのやっぱり横展開、例えばそれが空とか海とか鉄道、そういうところも含めて、ぜひそのような横展開どんなふうにとということのお考えとか、決意や思いというところを、伊勢茶愛について述べていただけたらなと思ひます。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） お答え申し上げます。

私の実家も、昔は小規模な茶農家でと事務方の方が答弁案を書いてきていただいたんですけど、違うでと。私の実家は、今も自給的な農家ではありますけれども、お茶を栽培しているというところでございます。

小学校のときだったと思ひますけど、祖父や祖母と一緒に茶刈りに行ったことを覚えています。お茶って手入れせんと、本当にどんどん伸びてしまうんですよ。だから、この手入れは本当に大変だと思ひもあります。

東京におりましたときには、実家から、隣の家がお茶をやっておられる一見製茶さんなものですから、お茶を送ってもらってまして、それを飲んでいましたけど、どこの地域のお茶よりおいしいなと思ひを持っていました。

ところが、この伊勢茶が全国3位の生産量というのは、自分のところで

茶を作っておっても知らなかったというのは本当に恥ずかしいし、申し訳ない気持ちであります。やっぱりもうちょっとアピールしていかなあかんと違うかなと思います。

これ、伊勢茶だけではなくて、三重県の食材全体について言えるんじゃないかと思います。これは農林水産部、一生懸命アピールをしてくれていますけど、まだ工夫の余地はあるのと違うかと思います。例えば三重テラスに行きますと、皆さん行かれたことはあると思いますけど、最初に目につくのが、お菓子のところなんですね、これはこれでいいと思います、三重県はやっぱりお菓子有名だし、売り込んでいかないかんので。

その後、ちょっとぐるっと回ると、冷蔵ショーケースが目につくので、そこに行って、海の産物、お肉、これが目について、ぐるっと回ってお酒を見て帰ってくるという。もちろん購入しますので、レジに寄りますけど。

レジの後ろを見ると、伊勢茶のコーナーがあるんですけど、あまり今まで意識して見たことないんです。昨日、そんな話もしまして、伊勢茶を売り込むんやったら、もうちょっとドーンと正面に出して、お菓子には、場合によってちょっとどいてもろうて、そこに置くというのも考えていかないかなかなと思ったりもしました。

10月7日に開催されましたリニア中央新幹線三重県期成同盟会の総会で、関係者の方々、三重県以外の方も来られていましたので、早速伊勢茶の魅力をPRさせていただいたところでございます。

今後、先ほど議員から御指摘もいただきましたが、私の今までの経験を生かしまして、鉄道会社とか航空会社ともお話をさせていただきたいと。そのための売り込んでいくツールをつくってくれないかということは今、農林水産部に頼んでいるところでございますので。知事は当然トップセールスをやらないかんと思っています。議員の皆さん方のお知恵も借りながら、進めさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

〔9番 中瀬古初美議員登壇〕

○9番（中瀬古初美） 知事自らトップセールスと言われましたので、非常に

期待できるかなと思っております。

お菓子を少しとお話がありましたけど、今三重県は、「と、お茶」、「と、伊勢茶」を大いに売り出しておりますので、お菓子と伊勢茶とか、それから伊賀焼や萬古焼もありますので、そういうような「と、伊勢茶」というのをやっぱりもっとどんどん進めていっていただければと思います。

先ほど知事がうちのこともおっしゃって見えましたが、やっぱり農家だけではなくて、それぞれのうちでお茶を自給で作ってみるところがあるんですね。そういうところ、とてもおいしいお茶をやっぱり作ってもらっているところがあります。

だから、そういうところから、お茶おいしいなというような、この三重県のお茶はおいしいな、やっぱり品質がやっぱり違うとか、おいしさというのをどんどん売り込んでいただけるようなところもすごく大事ではないかと思えます。

それでは、最後ですが、（パネルを示す）「と、伊勢茶」と先ほど申し上げましたけれども、（パネルを示す）伊勢茶をもっと好きになる企画展、これが10月30日から11月14日まで、三重県総合博物館で開催されます。

こちらでは、歴史とか文化もしっかりと盛り込んでいただいて、皆さんに大いにこちらのほうの企画展にも来ていただいて、伊勢茶をもっと好きになる、つまり伊勢茶を愛について深めるというようなことになっていくかと思えますので、こちらも御紹介させていただいて、最後に、終わりにしたいと思います。

知事、それではしっかりとトップセールス、よろしく願いたいと思います。

それでは、以上で終結させていただきます。ありがとうございました。

（拍手）

休

憩

○議長（青木謙順） 暫時休憩いたします。

午前11時1分休憩

午前11時10分開議

開 議

○議長（青木謙順） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（青木謙順） 県政に対する質問を継続いたします。15番 野村保夫議員。

〔15番 野村保夫議員登壇・拍手〕

○15番（野村保夫） 皆さん、こんにちは。会派自由民主党、海女と真珠のふるさと、鳥羽市選出の野村保夫です。よろしく願いいたします。

一見知事におかれましては、知事御就任おめでとうございます。感想なんですけれども、鈴木前知事は何か歯切れのいい答弁という感じがしたんですけれども、一見知事は誠実な性格というのがひしひしと伝わってくるというふうな感じがしております。これからも三重県発展のために御尽力願いますようによろしく願いいたします。

今日、私ごとなんですけれども、議会へ来る途中に、ラジオの中で、加齢性難聴という話がありまして、体温計で測っていると、ピピピッという音が聞こえないというのが加齢性難聴の始まりではないかと言われておりました。

私も新型コロナウイルスの関係で毎朝体温を測っておりましたら、孫に、じいちゃん鳴っているよと指摘されまして、今日、自分も加齢性難聴が始まっているのかなと感じているところでございますけれども、執行部の皆さんの答弁を加齢性難聴で聞き落とさないようにしっかりと聞かせいただきまして、質問させていただきます。

それでは、まず、GIGAスクール構想について質問させていただきます。

今月4日に、鳥羽市の離島菅島へ、鳥羽市のへき地複式教育振興会があり

まして、それで行ってきたことも含めながら質問させていただきます。

令和元年に文部科学省が、生徒1人につき1台パソコンと校内ネットワークの環境整備、GIGAスクール構想を5か年で整備する考えを示していました。そして、12月にはその構想を前倒しする通達が出されました。

その期間は僅か1年、各市町は大慌てで整備し、児童・生徒たちには1人1台の端末が配備されることになりました。

鳥羽市ではアップル社のiPadが1100台購入されました。鳥羽市はiPadですけれども、他の市町では、ウィンドウズやグーグル社といったほかのものを導入している市町もあります。

ちなみに、端末1台当たり上限4万5000円で導入する端末数の3分の2を国が全額補助、残りを各市町が自費で負担して整備されました。

また、教室で情報アクセスが集中しても動きの遅くなるなどのストレスがないように、高速大容量のWi-Fiの環境整備も行っています。

結果的に、現在ではGIGAスクール環境が整い、県内の小・中学校でタブレット等の端末を片手に授業ができるようになりました。

そこに新型コロナウイルス感染症の影響で、各家庭でも授業が受けられるようにするため、各家庭でのWi-Fiの環境整備も必要となってきました。

鳥羽市の例を紹介しますと、各家庭の当初93%の家庭でWi-Fiが整備されていましたけれども、保護者の方にお願ひして、97%でWi-Fiの環境が整いました。未整備の家庭では、持ち運びできる簡易型のWi-Fiのモバイルルーターを貸し出して、対応しているとのことでした。

私たちの時代は、黒板とチョークで授業を受けていたわけですが、今は端末が手元にあり、各自が手元で情報なども収集できるデジタル化の大潮が教育界に押し寄せてきたという環境にあります。

私ごとなんですけれども、年のせいと言われるか分かりませんが、漢字が分からなかったりすると、すぐスマートフォンやタブレットで、そしてまた文章を書くときもパソコンで書きますので、なかなか漢字が出てこないという状況にあります。

そんなことにならないように、昔の教育でよく言われる読み書きそろばんではないんですけれども、本を読んだり、字を書いたりすることも大切な授業だと思いますし、また大切にしていける必要があると思います。

そこでお聞きしますが、簡単に世界的な情報や分かりやすい画像が見えるようになり、片や、鉛筆の握り方から字の書き方まで教えなくてはならない、そんなタブレット等の端末を使った教育でどこがどのように変わったのか、また今後、そんな端末を活用して、何をいかに効率的に学習を進めていくのか、お聞かせください。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 学習端末を用いました、これからの学びについて御答弁申し上げます。

三重県におきまして、全ての公立小・中学校において学習端末の整備が完了して、既に活用が始まっているところです。

議員から御紹介ありましたが、これまでの黒板とノート、教科書といったものに加えまして、1人1台の学習端末、あるいは電子黒板などのICT機器をうまく組み合わせた教育活動を展開していくことが重要であると考えております。

それで、学習端末を活用することにより、例えば図形やグラフなど教科書の表記だけでは理解が難しい場面におきまして、動画教材を活用して、視覚的に理解ができる授業を行えるようになります。

また、インターネットで資料を収集し、自分で撮影した映像を交えたプレゼンテーション資料を制作して発表するなど、主体的な学びを促す授業も行われているところです。

さらに、その学習端末を通じて、教員が児童・生徒の理解や考えをすぐに把握したり、子どもたちも多様な意見に触れたりすることで深い学びにつなげることができ、一人ひとりの反応を踏まえた双方向型の授業も可能となります。

県教育委員会としましては、各学校におきまして、1人1台の学習端末を

効果的に活用し、理解や興味をより深めたり、仲間や学校外の人々をつながり、多様な考え方に触れたりして、主体的・対話的で深い学びを実現することができるよう、市町教育委員会と連携して取り組んでまいります。

〔15番 野村保夫議員登壇〕

○15番（野村保夫） ありがとうございます。

やっぱり双方向で先生と子どもたちがやり取りできる、立体的に物が見えるというのは本当に素晴らしいことだと思います。

それでは、続いてお聞きいたしますが、私、各先生の能力やスキルによって授業の進み方が違ってくると思います。例えば先ほども言いましたように、私のようにパソコンで何とか字が打てる、この場でよくある、小林貴虎議員なんですけれども、ここで前を見ながらキーボードをたたいているような、すごく進んでいる方もいますし、全くパソコンなんかを使わないという、議員の中にもいると思うんですね。

これが先生方の中にも、やっぱりこのような能力やスキルが違ってくると思います。ちょっと例を挙げますけれども、私は鳥羽市議会にいたときに、IT関連に優れた職員が1人入ってきました。そのことによって、議会のIT化というか、ICT化がすごく進みました。

それは、その職員が一生懸命、光回線の必要性とか、各議員に端末を持ってもらうように説得したり、結果的には、全ての議員はiPadを持って、議会の通知なんかも全てiPadでやると。

中には、書類もiPadで見られるようにして、予算書なんかでも手持ちの文書の分もあるんですけども、それも全てこちらからクラウドの中へ上げてもらって、のぞきに行けるようにしています。

このように、一般質問を行うときなんかでも、あの辺りにモニターがありまして、ここにiPadの装置があって、このiPadの中で、これでこのようにと説明しながら、このスクリーンと同じなんですけれども、これを私が自動でやれるような状況にもなっています。

そんなことがあって、いろんなところから視察にも来てもらったりしてで

すね。私も一度、議長のとときに、2回ぐらいあるんですけども、中部国際空港や新幹線の待ち時間に、駅のホームから視察の歓迎の挨拶をテレビ、フェイスタイムというアプリでやったこともあります。

今、三重県議会もそのように進んできているんですけども、やっぱりこういったITに優れた職員のスキルとする気がないとなかなか進まないと思います。

もう一件紹介しますと、鳥羽市の、先ほど言いました菅島の教育の仕方をちょっと撮ってきたので、紹介します。

(パネルを示す) まず、これなんですけれども、ここにiPadを据えます。下に子どもの、例えばノートとか、紹介したい文章を下に置きます。これは、このワゴンは校長先生が何百円かで買ってきて、こういう機器とここにプロジェクターもセットにして、一体的にしてあります。この画面で、下に文章を置いて、上のカメラのスイッチを入れた状況にあります。(パネルを示す)これが隣にあったモニターに映し出されたことになります。ですので、子どもたちと、教えるときに、先ほど教育長が言われたように、双方向でということで、先生が、例えば児童のノートを、このようにこの生徒はできていませんって、児童はやっていますということをみんなで共有しながら授業ができるということを言われていました。

そして、(パネルを示す)教室では、このように黒板へ移動のスクリーンを出してきます。(パネルを示す)ふだんはこのように隠れていまして、黒板を使うときには、このように端のほうに留めておいて、先ほどのようにこちらに出すという使い方をしていきます。

このような使い方も、この菅島小学校が独自に考えて、校長先生の案でこういう一体的にワゴンにくくりつけて使おうとする努力しておるわけですね。こういうのが各先生のスキルやら、やる気やら、子どもたちに広めていくというやる気、それでやっぱり変わってくると思うんですね。

こうなってきますと、先生のスキルや学校の方法によって、授業の進捗やら理解度が変わってくるということには、やっぱり問題があると思うんです。

これをどの学校でもやっぱり同じように平準化していく必要があると思うんですけども、この辺りをどのように考えているのかお聞かせください。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 学習端末等を用いて、授業で、全ての学校で授業がうまくできるための教員の意欲とかスキルを高めるための研修等について御答弁申し上げます。

県教育委員会では、公立小・中学校全ての教員が学習端末を用いた授業を実施できるよう、令和2年度は、端末の基本操作や授業での活用方法を習得する基礎的な研修を15講座実施いたしまして、教員1018名が受講いたしました。

令和2年12月には、授業の中での具体の活用場面や留意点など指導例をまとめた資料を作成し、研修講座で活用するとともに、全ての公立小・中学校に配付し、学校における授業実践の工夫・改善につなげたところです。

本年度は、指導の実践スキルをより高めるため、児童・生徒同士がグループワークを行う際の活用方法とか、あるいは各小・中学校の優良事例について学ぶ研修など、7講座を夏季休業中に実施し、教員474名が受講したところです。

それから、学校や地域で中心的役割を担う教員を育成する研修といたしまして、実践的な授業づくりを行う上でのポイントでありますとか、推進役として校内研修を企画・運営する方法を学ぶ研修を年間延べ7回実施することとしております。

このほか、市町個別の課題もありますので、例えば授業支援ソフトを用いた演習や模擬授業を通して授業改善につなげる研修、あるいは授業のどの場面で、どうやってデジタル教材を活用すると理解が深まるかについて学ぶ研修などを県内6会場で実施しているところです。

これらの教員の授業力を高める研修に加えて、児童・生徒が自らの行動に責任を持ち、ルールやマナーを守って学習端末を適切に利用することができる情報モラルの指導方法について、毎回の研修講座に位置づけ実施しており

ます。

今後、市町教育委員会が抱える課題、あるいは学校での活用状況を丁寧に把握して、全ての教員が学習端末を効果的に用いて指導できるよう、工夫と改善を重ねて、実践的な研修を行ってまいります。

〔15番 野村保夫議員登壇〕

○15番（野村保夫） 御答弁ありがとうございました。

やっぱり先生方の平準化といいますか、情報の共有というのがやっぱり大切なことになってくるとは思いますので、その辺りのところをまた分かりやすく、先生の中にも、先ほど申し上げたように、スキルも能力も違う方も見えますので、分かりやすく、また指導を広めていただきますようお願いいたします。

質問を続けさせていただきます。

先ほどは、先生のスキルややる気、やる気によって差が出ると指摘いたしましたけれども、これからは各自治体の財政力によっても差が出てくるのではないかと思います。

国から全額支援があると紹介しましたが、あくまで生徒・児童用の端末であり、先生用のパソコンや大型モニター、AIを活用した教育用のドリルアプリには補助金がないため、各自治体の予算や寄附金を充てています。

ドリルアプリとは、児童・生徒の学習能力に対応しており、例えばある児童が1の段階ができる、ある児童はもう1の段階を過ぎて、2の段階ができるとなると、AIが自動的に判断をして、次の問題を出してくるというドリルアプリになっているそうです。

中学生には、過去の高校入試の問題が入っているものもあるそうです。導入するのに、鳥羽市の例ですけれども、1人当たり、小学校で月300円、中学校で月500円が1人1台で1人当たり、要するという事です。

次に、自治体間の差が出る可能性については、ある自治体はWi-Fi環境でしか使えないようになっているんですけれども、ほかの自治体ではSIMカードが導入済みのもをを導入している自治体もあります。

少し紹介をさせていただきます。

(実物を示す) これ、松阪市の教育長があるところに寄稿しているんですけども、その中に、ちょっと読ませていただきますと、松阪市では、昨年度より児童・生徒に1人1台のタブレットを貸与し、一人ひとりが自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、自ら判断して行動し、どんな困難な状況下であっても、よりよい社会や人生を切り開いていく力を育まれるよう取組を進めています。

また、経済格差が教育格差につながらないように、どこでもインターネット環境につながるL T Eモデルの端末を採用し、家庭学習における有効的な活用に力を入れる等、誰一人取り残さない教育に努めていますと書かれています。

ということは、先ほどのW i - F i 環境でしか使えない端末を持っていると学校が家でしか使えないんですけども、松阪市は、公園や図書館や全てのところで、携帯電話がつながるところではどこでもタブレット端末は使えるということになります。

ほかにも、子どもたちを有害図書から守るためにフィルタリングを導入するのに、1台、年間に1000円、先ほど1100人と言いましたけれども、1000人で100万円、テキストやテスト問題など1人1台ずつ入れていると非常に時間がかかるため、一括して管理する必要があり、このような一括管理ソフトは、専門的な技術が必要なため、専門業者に委託しています。

鳥羽市の場合では、鳥羽商船高等専門学校に委託しているため安く済んでいるんですけども、それでも、年間に200万円から300万円ぐらい必要だそうです。大体普通では300万円から400万円ぐらい要ると、大体これが相場だそうです。

国は導入費用を支援してきましたけれども、これからのランニングコストなどは全く見ていません。

昨日も、三重県市町村会の町長からの要望にも、児童・生徒1人1台端末について、学習用ソフトウェアを含む端末の更新費用やランニングコストに

対する補助制度を創設してほしいという要望がありました。

今後、そういったランニングコスト、端末の更改費用を含めた費用も国に当然要求していく必要が僕あると思うんですけども、その辺りどのように考えているのかということと、先ほど最初に申し上げましたように、市町間の財政力の差によって、子どもたちが受ける授業に差が出てくるということにも少し問題があるように思うんですけども、この辺りをどのように考えているのかお聞かせください。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 学習端末を活用した教育もそうですけれども、県教育委員会としましては、いろんな市町教育委員会小・中学校で、こういう実情に応じた支援を行っていくということが必要であると考えております。

ですので、昨年9月にこの学習端末に関しては、ICT教育推進連絡会議を設けて、それで、県と市町教育委員会の情報教育担当者が定期的に協議を行っております。

例えば、昨年度も臨時休業がございましたので、そのときのオンライン授業の展開の仕方でありまして、あと、家庭への学習端末の持ち帰りの際のルールであるとか、事前準備の各市町の状況でありまして、議員が申し上げましたけれども、授業支援ソフトとかデジタル教材、デジタルドリルなどをどんなふうに使っているかとか、そういうふうな実態も、ソフトウェアの導入状況も把握して、市町教育委員会とも共有して意見交換を進めたりしておるところでございます。

あと、セキュリティ面のルール整備なども大事になりますので、これも市町の要請を踏まえまして、県が委嘱するアドバイザーとGIGAスクールサポーターを市町の状況に応じて派遣もさせていただいております。

引き続き、まず、小学校低学年・中学年・高学年、中学校等の発達段階に応じて、どういった使い方が効果的であるかということについて収集して、市町教育委員会と共有して、授業や子どもたちの学びの改善につなげていきたいと思っております。

それから、家庭での通信費用でありますとか、有償ソフトウェアなど、学習端末を活用するために必要となっております費用につきましては、6月にも、県教育委員会として文部科学省に、国全体の話でありますので、財政的な措置をお願いしたところでもありますけれども、この秋の要望におきましても、引き続き国に対して財政支援についての要望をしっかりと行っていきたいと考えております。

〔15番 野村保夫議員登壇〕

○15番（野村保夫） 続いて、引き続き、本当に強く国に要望していただきますようお願いいたしますということと、先ほど僕、ちょっと聞きそびれたかも分かりませんが、財政力によって差が出てくるという辺りは答弁がありましたかね。すみません、再度お願いできますか。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 財政的な事情とか、それから活用の仕方とか、様々な課題がございますので、我々先ほど申しあげましたICT推進連絡会議というところで、それぞれに工夫した財政状況とか、発達段階に応じて工夫した取組とか、実際の活用例とかというのは把握して、そのことを共有するとともに、一つ一つ、例えば県としての財政的支援はなかなか難しいですけれども、その必要性を我々も直接聞いておりますので、国に対しても財政措置がなされるように、しっかり要望もしていきたいと思っております。

〔15番 野村保夫議員登壇〕

○15番（野村保夫） ありがとうございます。

昨日、町村会の紹介させていただきましたけれども、菰野町の柴田町長から、クラウドに、例えば問題集を上げて、みんなが見に行けるようにすれば、もっと費用を抑えることもできるのではないかと。みんなの市町が同じように進んでいくではなくって、それぞれもっと知恵を出しながら、費用の抑えられるように何とか進めてほしいということもありましたので、これも併せてよろしく願いいたします。

続いて、離島振興について質問させていただきます。

私は、これまでも何回か離島振興について質問させていただいておりますけれども、再度、離島振興と答志島架橋について質問させていただきます。

まず、離島振興についてですけれども、平成20年1月末の鳥羽市の離島4島の人口ですけれども、4578人、高齢化率34.7%でしたが、令和2年1月末では、人口3164人、高齢化率は45.5%であり、この12年間で人口では1414人減少し、高齢化率は10.8%も進んでいました。

人口減少と高齢化による漁業を中心に様々な担い手不足は年々厳しさを増していますし、将来人口推計も減少と高齢化が進行すると見込まれています。

昨日ではないですね、15日の中瀬議員の質問の中に、南北格差の質問もありましたけれども、私もこの南北格差の中にも、南の中にある離島はもっと進んでいるということをちょうどそこで認識してほしいと、このように思います。

人口減少の主な要因としては、やっぱり行きたいときに行けない、帰りたいときに帰れないといった日々の生活の不便さにあると思います。

一番人口の多い答志島の例ですけれども、朝7時10分に答志和具港を出るか、桃取港を6時48分に出ますと、帰りは答志行き最終が18時45分、桃取行きで20時10分が最終、桃取港から答志町まで車で約15分かかって送り迎えをしているということになります。

最終が20時を過ぎるまでであると言われるかも分かりませんが、地続きでしたら歩いてでも帰れますけれども、もう何時になっても帰れないというのがありますので、その辺りのところも分かってほしいと思います。

一番遠い神島になると1日4便で、朝7時に出ると、夏場で17時40分の最終で神島に帰ります。神島から鳥羽側へ帰るにしても、最終は15時50分なんです。15時50分。ですから、学校の先生なんかは通勤ができないというふうになります。

これだけ不便を感じていることも御理解いただきたいと思います。

また、医療体制についても、島で急病人が出ると、まず船に乗せて、鳥羽佐田浜港へ15分から20分かけて運びます。そこで待っている救急車へ乗せ換

えて、病院まで搬送します。

皆さんもちょっと想像してほしいんですけども、天気の良い、波の穏やかな昼間なら、これは、それもありかなと思われるか分かりませんが、波の高い、真っ暗な夜、雨も降っている、そんな状況で船に乗せられる姿をちょっと想像してもらえると、大体分かるかなと思います。

ドクターヘリもあるだろうと言われますけれども、夜、いや、大雨、大風の天候の悪い日は飛びませんし、その辺りも分かってほしいと思っています。

子どもたちの通学にしても、高校生はほとんど伊勢市の高校へ通学しています。クラブ活動をしている生徒は寮に入るか下宿しており、保護者の負担も大きくなっています。

産業においても、主な産業である水産業においては、近年は、答志島トロさわらやワカメ等、ブランド化を図って売上げを伸ばしているものもありますけれども、しかし、船で本土まで運ぶ必要があることから流通経費が多くなり、所得に直接反映しているとも思えません。

船の建造経費も必要なことから、漁業を中心とした産業も、人口減少や高齢化による担い手不足で継続できなくなってきました。

文化面においても、人口減少や高齢化によって、神島や坂手島では祭りも中断されています。

島に若者が少なくなり産業が衰えていく、それに伴って活気がなくなり、また若者が出ていくといった悪循環が起きているように思います。

そして、定期船についても、平成23年には、輸送人員が離島4島で83万760人の利用者で、収入金額は3億1400万円ありましたが、令和2年度では輸送人員53万8211人と、この10年で約30万人減少し、収入金額においては約2億1700万円と、この10年で約9600万円も減少しています。

昨年から新型コロナウイルス感染症拡大によって減少幅も大きくなっていますけれども、新型コロナウイルス感染症前の平成30年で比較しても68万5000人と、14万6000人余り減少しています。

鳥羽市の決算資料を見せてもらいましたが、船舶の建造経費がな

かった年は、5億5000万円から6億円で決算されておりますけれども、平成23年では約半分の3億円程度の運航収入でありましたが、令和2年で2億1000万円と、決算に占める運航収益が3分の1、全体の3分の1まで6億円のまた2億円ぐらいで、3分の1まで落ちてきているということが分かります。

原因は観光客も減少もありますけれども、やはり島民の減少が一番で、通勤通学の定期乗船券の利用者も大きく減少しています。

国や県からも支援していただいて何とか運航はしていますけれども、これからますます経営が厳しくなることが予想されます。

このような中、鳥羽市、志摩市は人口減少や高齢化を何とか食い止めるため、離島留学や移住の促進など、福祉を向上させるために様々な施策で活性化策を講じて、必死で頑張っています。

県としてこのような離島の現状をどのように認識しているのか、また今後の活性化策をどのように考えておられるのか、お聞かせください。

〔横田浩一地域連携部南部地域活性化局長登壇〕

○**地域連携部南部地域活性化局長（横田浩一）** 離島の現状についての認識と支援についてお答えさせていただきます。

県内では、鳥羽市の神島、答志島、菅島、坂手島の4島及び志摩市の渡鹿野島、間崎島の2島が、離島振興法による離島振興対策実施地域に指定されております。

いずれの離島におきましても、風光明媚な景色や新鮮な海の幸に恵まれ、伝統的な祭りや、例えば答志島の寝屋子制度等をはじめとした独自の文化が息づくなど、非常に魅力あふれた地域でございます。

一方で、離島であるがため、定期船に頼らざるを得ない交通や物流の不便性、それから医療提供体制の確保など、生活面における諸課題が大きくあることを強く認識している状況でございます。

また、県内でもとりわけ人口減少と高齢化が急速に進んでいるところでもあり、大きな課題であると考えております。

こうした課題への対応といたしまして、県では、まず、交通手段を維持、確保していくことが第一と考えまして、鳥羽市等が運営する離島航路に対しまして、国と共に財政的な支援を実施しております。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により観光客や住民の利用が大幅に減少し、経営面で非常に厳しい状況であったため、県としても、例年を大きく上回る財政的支援をさせていただいたところでございます。

また、物流に関しましては、令和元年度から昨年度にかけて、志摩市の間崎島におきまして、民間事業者との連携により、ドローンによる配送サービスの実証事業が実施されました。利用者へのアンケートでは、満足度が平均98点と好評で、離島におけるさらなる事業展開が期待されているところでございます。

次に、医療提供体制の確保につきましては、昨年度、国土交通省のスマートアイランド推進実証調査としまして、鳥羽市の離島を含む複数の診療所をオンラインでつないだグループ診療が推進されたところでございます。

本年度も継続的に実施されておまして、悪天候等による船の欠航で医師が島内に不在の場合でも、患者の様子の確認や診療が可能となるなど、医師がいないことによる不安の解消や移動による身体的、経済的負担の軽減にもつながっていると考えております。

こうした生活面での諸課題への対応に加えまして、急速な人口減少を背景に、水産業をはじめとした地域産業担い手の確保ですとか、伝統文化の継承などが困難となっていることから、例えば交流人口・関係人口の拡大や移住・定住の促進を図ることで、離島の活力を高めていくことも重要であると考えております。

県では、地域おこし協力隊の導入を推進しておまして、条件不利地域の活性化のため、都市部から移住して、地域づくり活動に取り組んでいただいているところでございます。

県内の離島におきましても、現在、鳥羽市の菅島や志摩市の渡鹿野島におきまして、離島の活性化や情報発信等に取り組む隊員が着任し、日々、熱心

に活動していただいております。

また、答志島では、活動していた隊員は任期終了後も島に定住していただいて、ツアーガイドとして働く傍ら、地域おこし協力隊での経験を生かして、現役隊員やOB、OGとつなぐ役割も担っていただいております。

さらに今年度、鳥羽市の離島が、東京大学から学生がフィールドワーク活動を行う場として選定されまして、離島の遊休施設の活用をテーマに取り組んでいただいているところでございます。

折しもつい先週末、この土日やったんですけども、東大の学生5名が、神島、答志島、菅島に來訪されまして、空き家の調査ですとか、島の方々にお話を伺ったところでございます。

なお、私も参加させていただいて、島の状況などについて勉強させていただいたところでございます。

離島における人口減少は大変厳しい状況が続いており、また、生活の利便性向上等の課題があることから、引き続き、離島航路の運営に対する支援を行うとともに、鳥羽市、志摩市と共に連携しながら、デジタルトランスフォーメーションの積極的な活用や観光地としての魅力のPRなど、様々な離島活性化の取組を進めることにより、安心して暮らすことのできる島づくりや離島ならではの魅力向上・発信につなげてまいります。

〔15番 野村保夫議員登壇〕

○15番（野村保夫） ありがとうございます。

いろいろと努力はしてもらっているのはよく分かりますけれども、先ほど言われましたスマートアイランド構想のオンライン診療なんですけれども、あれはもう昨年度で終わって、今年度はもう鳥羽市が自費でオンライン診療を続けていると、機材はそのまま使わせてもらっておりますけれども、費用については鳥羽市も出して、自費でやっているということもあります。

その辺りのところも含めながら、よろしくお願ひしたいというのと、ある程度国からの特別交付金で、鳥羽市がいろいろ努力して交付金を入れてもらうんですけども、交付金が増えると県の補助がちょっと下がるというよう

なこともありますので、その辺のところも帳尻合わせをするのではなくて、きちっとしてもらいたいと思います。財政のことですのでいろいろあると思うんですけども、よろしく願いいたします。

それで、設問を続けさせていただきませうけれども、先ほど質問させてもらった課題なんですけれども、これも一挙に解決しようと思えば、やっぱり橋を架けてしまうことやと思うんですね。

その辺りで、離島架橋の中でも、答志島の中では3町が答志島架橋建設促進協議会を設置して運動されておりますので、答志島架橋について質問させていただきます。

答志島架橋については、先輩議員である木田元鳥羽市長、中村勝議員、現在の中村欣一郎鳥羽市長、そして一番新しいところでは、3年前の中村進一議員が質問されています。

その間、答弁をされたのが野呂知事から鈴木知事に替わっていますけれども、中身については、離島架橋には多大な経費がかかるし、デメリットの部分についての理解や対策の検討に時間も要することから、長期的な視野に立って検討を進めていくと、そんな答弁が続いています。

一昨年、鈴木前知事と中村鳥羽市長の1対1対談においても、中村市長が知事に対して、答志島架橋の早期実現について、建設に向けてかじを大きく切ってはどうかと迫りましたけれども、鈴木前知事は、大事なことは島民の皆さんが現時点でどう思い、未来をどう描こうとしているのか、それはあったらいいねと思っていらっしゃるかもしれませんが、それ以外にも様々な必要なものがあつたりする中で、今とこれからについて本当に島民の皆さんがどう思っているのか、しっかり聞いていく、そこが立脚点であると思っていると答えています。

答弁としてはあんまり何にも変わってないと思うんです。この写真なんですけれども、（パネルを示す）この右端にあるのが、ここは桃取地区で、答志島の一番鳥羽側になります。ここに白い塔が建っているのが、これがイルカ島になります。この間に橋を架けようという話をさせてもらっています。

(パネルを示す) この写真なんですけれども、答志島架橋建設促進協議会という名前が入っているんですけれども、地元の議員はこれを、橋を架けて、名刺にして活動をして、皆さんに、ここにこんな橋が架かるんですよということを分かってもらえるようにするために、何か名刺にして持っているそうです。

桃取地区からイルカ島までが大体700メートル、水深が一番深いところで60メートルほどあり、高さ45メートルの大型客船も通ります。ここに橋を架けると先ほどのイメージになります。

今年も7月12日に、答志老人憩いの家で答志島架橋建設促進協議会の総会がありまして、私と中村市長が出席させてもらいました。平成19年に答志島の3町で協議会を設立し、要望や広報に、住民に対する啓発を行っています。三重県議会でも平成21年10月の本会議で、離島架橋の早期実現を求める請願が全会一致で採択されています。さらに、その後の中村勝議員の答志島架橋の一般質問のときにも、100人を超える離島からの傍聴で傍聴席が埋まったとも聞いております。

鳥羽市長も、先ほど言いましたように、早期の実現を求めている、地元の方も意見は固まっていると思います。なぜこの意見も再度、地元の意見をまとめるというのが要るのかなと思います。

離島では、これから少子・高齢化が進み、人口減少も著しく進んでいくと思いますので、地域のコミュニティーが維持できなくなるということは先ほど言いましたけれども、一番最大の答志島でもそういったことが起きるのではないかと危惧されております。

その辺りのところを、答志島架橋について、知事のこれまで野呂知事、鈴木知事とお聞きしていたので、一見知事よろしく願いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） なるべく歯切れのいい答弁に心がけたいと思うんですけれども、ちょっと伊勢弁ではやや限界がありますが、なるべくそういう答弁を心がけたいと思います。

答志島架橋について御質問を頂戴いたしました。お答え申し上げます。

私、離島政策を所管いたします総合海洋政策推進事務局長のときとか、あるいは海上保安庁のときに、多くの離島を訪問させていただきました。佐渡島とか奄美大島のような大きな離島だけではなくて、小笠原諸島、奥尻島、福江島、石垣島、対馬島のような離島を巡ってまいりました。

離島は、確かに多くの課題があります。医療や教育、あるいは交通、就職先の話もありますし、物流なんかの課題もあります。

他方で、日間賀島とか、直島みたいに非日常を、あるいはほかにない自然やとか農水産物をアピールポイントとしまして観光客を誘致したりとか、あるいは芸術の島として有名になっているところもあります。

これは離島ならではの特徴をうまく生かして振興を図っている例やないかなと考えておるところでございます。

議員御指摘の答志島架橋でございますけれども、答志島架橋建設促進協議会のアンケートを見せていただきました。

架橋に賛成をされる方が、平成22年の段階で81.3%、平成29年では72.9%、これは誤差の範囲かもしれませんが、あるいはお伺いしている方が変わってきたのかもしれませんが。詳細不明ですが、離島のままの魅力を残したいと思っておる方もひよっとしたらおられるかもしれないと。

離島架橋の整備につきましては、多大な経費がかかる、これも事実であります。架橋による課題もあるでしょう。しかし、しっかりと離島に住んでおられる方の考えを確認しながら、どういうことができるかというのを考えていけないといけないと、それが住民に寄り添った県政ということではないかと考えています。

私としましても、なるべく早いタイミングで鳥羽市の離島を訪問させていただきたいと考えているところでございます。

答志島トロさわらに代表されます豊富な魚介類もございます。また、離島ならではの町並みもあると聞いておりますし、文化もあると。船も結構乗ってみるとええもんでありまして、そういったところで、離島の魅力を肌で感

じるということも重要やと思っています。

島民の皆さんが抱えられます様々な課題について、鳥羽市や住民の皆さんとの意見交換をさせていただいて、議員御指摘の諸課題を実感してまいりたいと考えております。

〔15番 野村保夫議員登壇〕

○15番（野村保夫） 知事、ありがとうございました。

また現地で島民の皆さんの声を聞いていただくと、その辺りのところもよく分かっていただけるかなと思います。

そして、先ほどのアンケートなんですけれども、後のアンケートで減ってきている原因も、これは地元の方に聞いたんですけれども、諦めが、どうせこういうことを続けていてもできないだろうという諦めが数字になって出てきてしまっているということもありますので、数字だけで見るのではなくて、そういう原因もまたしっかりと見ていただきたいと、このように思います。

それでは、4問目の、続いて、遠隔診療について質問させていただきます。

今回、質問いたしますのは、一般にはオンライン診療といいますけれども、オンライン診療としますと、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るために対面診療をやめるための診療と区別するために、今回、遠隔診療とさせていただきます。それも僻地や離島といったところを対象にして質問させていただきます。

9月29日の中日新聞に、鳥羽市離島遠隔診療を継続、薬の島外処方も模索との記事が掲載されていました。

少し紹介させてもらいますと、5月の大型連休中、神島診療所へ体調不良の男性から連絡があり、島に常駐の看護師がオンライン診療の機材を持って、男性宅へ出向いた。

休みで伊勢市の自宅にいた神島診療所の小泉医師は、鳥羽市にある休日夜間応急診療所へ30分ほどかけて移動し、オンラインで対応、点滴するよう看護師に指示し、大事に至らなかった。

男性は、休みの日の夜にすみませんと感謝した。さらなる利便性の向上を

模索し、院外処方への応用をする考えも示しているとの記事がありました。私、小泉医師とお会いさせていただいて、詳しくお話を聞かせてもらいました。

小泉医師によると、鳥羽市休日夜間応急診療所へ行かなくてはならないのは、診療報酬の請求要件で、医師は保険医療機関以外で診療すると保険適用外になってしまい、患者が保険の適用が受けられなくなってしまうんですとのことでした。

要するに病院や診療所、医院以外で診療すると、患者が3割負担ではなくて全額負担になってしまうということから、30分かけて鳥羽市休日夜間応急診療所まで来なくてはならないわけです。

続けて言われるのは、これまでは、患者のカルテは診療所に置いておかなくてはならなかったんですけども、今では、先ほどのお話にもありましたが、クラウドに入れて、タブレット端末を持って、どこからでも見られるようになったと。患者さんの情報は家でも分かりますし、オンライン診療の機材さえあればすぐ診療ができる。30分もかけて診察しなくてはならないなんて、何がオンライン診療と言えるんですかとも言われておりました。

ここでお聞きしますけれども、僻地や離島など医師不在地域においては、病院や診療所、医院以外で診察しても保険が適用されるようにできないものなのか、県としてどのように考えておられるのか、お聞かせください。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） 遠隔診療における診療報酬の課題についての県の考え方、取組についてお答えを申し上げたいと思います。

議員から先ほど御指摘いただいたとおり、現在、遠隔診療の実施に係る国の方針におきましては、医師の所在については、必ずしも診療所で診療を行う必要がないとされている一方、診療報酬の算定要件において、医療機関内に行うことが条件になっているということで、先ほど議員御指摘のような課題が出てきていると認識しております。

県としましても、離島や僻地における医療提供において、遠隔診療を進め

ていくことが非常に重要であると考えてございまして、こういった鳥羽市の取組により明らかになりました診療報酬制度上の課題につきまして、この6月に行った国への提言活動におきまして、制度改革の要望を国に行ったところでございますが、引き続き国に対して、この秋の要望においても、同様の制度改革、それから地域の実情を国にしっかり伝えて、制度改革が行われるように働きかけていきたいと考えてございまして、今後も様々なデジタルが進むとか、いろんな課題が出てきて、やっぱり制度が追いつかない場面が多々出てくると思いますので、もうそういった新たな課題に向けても、国に対してしっかり働きかけを行っていきたいと考えてございます。

〔15番 野村保夫議員登壇〕

○15番（野村保夫） それ、よろしくお願いします。

やっぱりその辺りの技術はできていますけれども、その制度が追いついていないというのは、これからも、ちょっと少し紹介させてもらいますけれども、そういうことがありますので、よろしくお願いします。

先ほどの南部地域活性化局長の話にあったんですけども、国のスマートアイランド構想で実証実験が終わり、今年度は鳥羽市が850万円でこの事業を継続しているというのは、先ほど言いました。

それはなぜかといいますと、離島や僻地においては必要な事業だからと判断して、鳥羽市が850万円をつけたものです。

小泉医師からお聞きした、今後の利便性を向上させる構想について、少し紹介させていただきます。

近頃は、その患者だけが、1人が服用するとか、2人が服用するとかといった、その人だけの薬が増えてきているそうです。その人1人のために薬を置いておくとなると、すごく費用的にかさみますので、今、診療所で行っているような、診療所の中で薬を出している院内処方に対応できない場合も出てきます。

そんな場合、患者さんは薬をもらうのに、島外へ行く必要があり、離島や僻地は高齢者も多く、負担が大きくなってきます。

オンライン診療のシステムを本土側の薬局や宅配業者にも導入して、診療所から薬局へ処方箋を出し、患者は薬局から服用の説明を受ける、薬局からの手配で宅配業者は患者の元へ薬を定期船に乗って届ける。

今行っているようなファクスで処方箋をやり取りしているのは、後で患者がじかに処方箋を持っていくのでいいんですけども、実際は、本物の処方箋がないと出せないというような決まりがあるんですってね。ですので、今これが、原紙処方箋がないとできないということになります。

この辺りもなかなか課題だということも言っておりますし、お金を払うのに、わざわざ船へ薬を積んでもらえばいいですと言いたんですけども、お金を今度払いに行く必要があるので、宅配業者に頼んで、要するに着払いです。着払いで薬を届けるようにすれば、島外や、わざわざ遠くまで出向いて薬をもらう必要はないということです。

この件についても、2023年度から、もう国は法制化するので、できるようになるんですけども、やはりどれだけでも早く実行してもらおうほうが、僻地や島民のためには随分と役に立って、オンライン診療という名前の診療が本当に生きてくると思います。

それとか、例えば診療所に外科の医師がいたとします。外科の医師が、眼鏡をかけて、患者さんの目をのぞきます。患者さんの目をのぞいて、眼鏡の横にカメラがついています。ついているので、患者さんの目を直接のぞき込んで、その画像が総合病院に届くので、専門的な外科の先生の診療が受けられると、こういうふうなことにもなるというようなこともおっしゃっていました。わざわざ行かなくても、そこで、診療所でできると。

それとか、これから5Gの時代が来ます。5Gの時代が来ると、今の画像で、例えばエコーの画像が波打ったような、雨が降ったような状況になっているんですけども、それもエコーの画像も遠くから判断ができるようになるということもおっしゃっていました。

ですので、技術はどんどん進んでいくけれども、制度が追いつかないという事例がこれからも多々出てくると思いますので、この辺りのところもその

都度、また現場と意見を交換しながら進めていっていただきたいと、このように思います。

すみません、質問1個飛ばしましたけれども、また次回させていただきますので、今回はこれで質問を終了させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（青木謙順） 暫時休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時10分開議

開 議

○副議長（稲垣昭義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（稲垣昭義） 県政に対する質問を継続いたします。14番 小島智子議員。

〔14番 小島智子議員登壇・拍手〕

○14番（小島智子） 皆さん、こんにちは。

本日、3人目の質問になります、新政みえ、桑名市・桑名郡選出の小島智子です。どうぞ1時間、よろしく願いいたします。

一見知事とは初めてやり取りをさせていただきます。歯切れは特に求めません、私は。中身を、いいお答えをいただけるとありがたいかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

さて、まず1番、どう進める？子ども・子育て支援とさせていただきます。

第一期希望がかなうみえ子どもスマイルプランは、2015年3月に策定され

ました。おおむね10年後の目指すべき社会像を、結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重としたものであり、現在、第二期として、2020年から2024年まで計画期間として動いているところであります。

さて、11の重点的な取組の昨年度の進展度について、あまり進まなかったとされる項目が二つあります。そのうちの一つ、幼児教育・保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援について、やり取りを本日はさせていただきたいと思います。

令和2年、2020年ですが、三重県の合計特殊出生率は、知事の所信表明にも書いてあったと思いますが1.45人です。2020年代半ばに1.8人に引き上げるという目標が立てられています、なかなかそこには近づいておりません。

何かをすれば少子化が改善するという特効薬はないと思いますが、果たして三重県が子ども子育てに対する温かい環境になっているのか、子育て世代の皆さんがどう感じていらっしゃるのか、疑問に感じるころでもあります。

さて、少しこれを見ていただきたいと思います。（パネルを示す）皆さん、育休退園という言葉をお聞きになったことがあるでしょうか。少し説明させていただきます。

具体の例です。これ、実例です。2人目のお子さんが生まれました。第2子、4月30日に生まれています。第1子は2歳3か月。4月半ば、30日ぐらいに生まれるだろうということでしたから、半ばから慣れるまでの練習期間を含め、4月16日から登園しています。4月30日に下の子が生まれました。お兄ちゃん、4月16日からだんだん慣らしで保育園に行きます。だんだん楽しくなってきます。それが暮らしの普通になってきます。ところが、産休が終わった後、7月1日からはあなたは預かれません、そのようにしておうちに帰されてきます。そのときに赤ちゃんは2か月、上の子は2歳5か月、6月30日までの預かりが終了いたしました。

この制度を育休退園と言いますが、ここには二つの問題があると思います。一つは、子どもの最善の利益が尊重されているかということ、子どもにとつ

てどうかということです。

2歳の子どもが初めて親と離れ、集団生活を経験する、その子どもにとっては大きいハードルですが、保育園の先生方、少しでも早くなじめるように、下の子が生まれたことで不安になっている2歳児、あるいは1歳児のこともあろうかと思いますが、その子どもを真摯に受け入れてくださいます。

子どもはだんだん慣れて楽しくなっていきますね。ところが、いきなりある日から家庭に留め置かれる。子どもには、突然、保育園に行けなくなった理由など分かるはずありません。子どもは、置かれる場所を大人の都合によって変えられるものではありません。

二つ目は、子育て支援に逆行するということです。

自分の手元で子育てをしたい、あるいは支えてくれる環境があり、預ける必要はないという方もいらっしゃる、けれども、私が話を聞いた方々は、口をそろえてこの制度をなくしてほしいと言いました。

父親が主たる育児者の場合もあるかもしれませんが、ほとんどの母親たちは、夜中に起き、授乳したりおむつ替えをしたりしています。月齢が小さいうちは常に寝不足、赤ちゃんだけなら昼間ともに休むことができる。でも上の子がいると、そうそう休んでもいられません。もう腹が立つと手も上げなくなることもあると思います。経験された方々もいらっしゃると思います。

保育に関わることは市町が基本的に担うこと、果たして県はそう言って手をこまねいていいのでしょうか。

幾つかの市で、この育休退園制度の撤廃が既に行われています。桑名市でも、来年度4月の制度撤廃を目指して、制度設計が現在進められているところです。

桑名市における昨年度の育休退園者は56人、過去5年間の平均は42人です。先ほども申し上げましたけれども、子育て世代の方々と育休退園の制度について話をすると、ほとんど皆さんがなくしてほしいとおっしゃいます。

そこで、子ども・福祉部長にお伺いいたします。

さきに述べましたように、いろいろ多くの施策を打っても効果が出ないの

であれば、何ができるのか新たな視点を持つことが必要です。少なくとも、県下全域でどれだけの子育休退園者がいるのか、その中のどのぐらいの方が子どもを継続して預けたいと考えていらっしゃるのかなど、実態把握をすることが必要ではないでしょうか、お考えをお聞かせください。お願いいたします。

〔中村徳久子ども・福祉部長事務代理登壇〕

○子ども・福祉部長事務代理（中村徳久） 育児退園の実態等について、お答えします。

今回の御質問に当たり市町から聞き取りを行ったところ、令和2年度中に県内12市町において、合わせて250名程度のお子さんが保護者の育児休業取得に伴い退園しておりました。

この全てが継続を希望した、いわゆる育児退園と言われる状況とは言えないものの、保育所等の利用をしている子どもにとっては、退園により徐々に慣れてきた保育所に通う生活から環境が変化することで、発育上、好まないことではないかと考えています。

また、子育て中の保護者、特に母親にとっても、保育所等に在籍している子どもの利用が認められなくなることは、出生後間もない赤ちゃんの育児に、最も手のかかる時期に大変御苦労されていることと思います。

このようなケースにおいては、市町がその家族の状況を十分に確認して、必要に応じて保育所等の利用を継続させることが望ましいと考えております。

育児退園が生じる主な理由は、保育士の不足にあります。国の運用基準により定められた子どもの数に対する保育士の配置数は、例えば、3歳の幼児の場合、20人に対し保育士が1人以上となっている一方で、1歳未満の乳児については3人に対して1人の保育士、1歳から2歳の幼児については6人に対して1人の保育士とより厳しいものとなっており、低年齢の子どもを預かる場合にはより多くの保育士が必要となります。

こうした状況でも、県内の多くの市町では、保護者が下のお子さんの出産による育児休業を取得した際、保育所等に在籍している子どもが配置基準の

比較的緩やかな3歳児以上の場合は、その利用を継続していただいているところ です。

しかし、保育士の配置基準が厳しい1歳から2歳児の場合は、より必要性の高い子どもを受け入れざるを得ない中、必要な保育士を新たに確保できず、やむなく育休退園が生じています。

このことについては、もう一つ、三重県では待機児童ゼロを目指しておるわけなんですけど、令和3年4月1日現在で、待機児童、今50名おります。その全てがゼロ、2歳の低年齢児となっていることから、保育士確保が急務となっております。

今後につきましては、県としましては、育休退園が生じている主な原因が保育士の不足にあることから、保育士の確保に向けた取組をさらに注力して、保育所における保育士の確保に努めてまいります。

また、やむを得ず育休退園となり、苦勞されている御家庭の負担を軽減するため、例えば一時預かりであるとかファミリーサポートセンターの利用ができるように、実施主体である市町と共に支援を行っていきたいと思っています。

また、今後は、毎年実施している待機児童数等の調査に合わせて、育休退園の状況についても聞き取りを行うなど状況把握に努めるとともに、各市町でこういった場合にどのような負担軽減の対応をしているかについても、市町間で情報共有を図っていきたいと思っています。

〔14番 小島智子議員登壇〕

○14番（小島智子） ありがとうございます。

待機児童がいるのに、この制度の廃止は難しい、これは表裏一体であるとか、それから、県が保育士確保に関して随分力を注いでこられたこと、これはもう十分承知しています。

この制度を完全に今すぐなくせと言っているのではなくて、子ども・子育てを県全体で応援するという空気感みたいなものを、具体的にどうやって醸成するかということが非常に大切だと思うわけです。

待機児童も少しずつ減ってきていると思っておりますので、このゼロを見据えて、同時進行で次の一手を考え始めるべきと考えております。

そして、さらには30年前には当たり前でありました、兄弟が同じところに通えるということを育休退園制度撤廃の次のステップにと望むところであります。

さて、2015年、少子化社会に関する国際意識調査報告書が出されております。子どもを産み育てやすい国かどうかについて聞いたものでありまして、4か国です、イギリス、フランス、スウェーデン、日本です。

子どもを産み育てやすい国かどうか、どちらかといえばそう思わない、全くそう思わないという否定的回答の率です。

イギリスは23.8%、フランスは25%、スウェーデンが1.4%、皆さん、日本は何%ぐらいだったとお考えでしょうか、52%です。調査対象の4か国の中で唯一、過半数以上が子どもを産み育てやすいとは思わないという回答になっています。

これ、ショックですし、これは何かしなくては大変なことになるな、これからというふうに思わせていただきますが、そこで皆さん、子育て罰という言葉をお聞きになったことがありますか。これは、チャイルドペナルティーという学術用語であります。その意味は、子育てをしながら働く母親と、子どもを持たない非母親との間に生じる賃金格差を示す経済学・社会学の概念とされています。社会のあらゆる場面で、子育てすること自体に罰を与えるかのような政策制度、社会慣行や人々の意識という意味で、立命館大学准教授の桜井啓太さんという方が子育て罰と訳されて、それが一般化しているものです。

コロナ禍の中で女性たちが特に厳しい状況に置かれていることは、さきの質問で取り上げさせていただきました。今回は、中でも子育て中の女性の状況はどうだったのかに、焦点を当てたいと思います。

今年4月22日、内閣府男女共同参画局、第11回コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会における資料を提示いたします。

(パネルを示す) 上の赤い点線と下の黒い実線をお比べいただきたいと思います。黒い実線が小学生を持つ母親です。お母さんたちに限っています。赤い点線は子どもがいない有配偶女性です。ここから、子どもといる人といない人でのコロナ禍の労働がどうであるかということが明らかになっています。小学生を持つ母親の就業率が最大4ポイント以上低下をしているというグラフになります。

次のフリップは当然でありますね。(パネルを示す) 小学生を持つ母親の非労働力化、だから働いてない率が高いのは、辞めているわけですから当たり前ということになります。

この二つの調査は、学歴、年齢、地域、産業、職業、雇用形態の差を除去したものです。純粹に子どもがいるかどうか、その差だけをもって調査をかけたものであります。子どもがいるという理由で働けなくなるというのなら、これが子育てで罰でなくて何なのかと思います。この調査による政策提言も行われておりまして、それによりますと、休校や保育所の閉鎖はできるだけ避ける、子どものみならず母親の就業にも悪影響の可能性があるとされています。

少子化に歯止めをと声高に言われ、子どもを持ったはいいけど、子育てをしていることで仕事を辞めざるを得なかったり収入が減ったりでは、とても子ども・子育てに対する温かい目線が社会にあるとは思いません。

知事は所信表明の中で、子育て環境について、少子化や家族形態の多様化が進み、共働き家庭が増加する中で子育て家庭の負担は年々高まっているとし、仕事と子育てを支援するためにも、多様化する保育ニーズにしっかりと対応していきますとおっしゃっています。また、多様な主体と連携して、自然減対策を進めるとおっしゃっています。

子育てで罰などという負のメッセージを受け続けている、子育て中の特にお母さん方に対し、この三重県は、地域全体で子ども・子育てを応援するのだというメッセージをぜひ伝えていただきたいと思いますが、知事の決意をお聞かせください。よろしくお願いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） お答え申し上げます。

子どもは国の宝であって、三重の宝であります。子どもの笑顔があふれて、未来を明るくものとするのは大事なことでありまして、そのために、思いやりのある三重を実現する必要があると思っています。

そうした中で、子育て罰、とても悲しい言葉だと思います。でも、その言葉に目を背けてはいけない、どうやってそこを超えていくかというのが、我々、今の世代に課された課題だと考えております。

30年近く前の話ですけれども、私がロンドンを訪れましたときに、ベビーカーを押しておられるお母さんがおられました。階段のところに差しかかって、どうやって上がろうかと悩んでおられる。通りがかったイギリス人の男性が、当然のようにベビーカーを持って階段を上がっていきました。

私は、こういう光景が日本でも当たり前になって、安心して子どもを連れて外出できるような社会をつくる必要性というのを、強く感じたところであります。

平成12年、交通バリアフリー法、制定をされました。私もその仕事に携わりましたがけれども、バリアフリーは、母親をはじめとした子育て中の方にも、身体障がい者の方だけではなくて、移動しやすいまちづくりを提供するというものであります。こういった経験を通じまして、社会全体でどうやって課題を解決していくか、その重要性を感じたところでございます。

子育て中の母親が、罰を与えられていると感じるのは論外であります。子どもの心身の健やかな発育、このためには、母親のストレスを軽減することが重要だと考えております。

子育てを助け合う社会づくりを進めて、子育てをする方へ選ばれる三重県を実現したいと考えているところでございます。そうすることによって、人口減少の対策にもなると考えています。

具体的な対策としましては、子育てに関する全ての相談や支援が切れ目なく受けられる環境づくり、また、保育士の確保や保育所などの施設整備の支

援、そして、子どもの貧困対策としての学習支援や居場所づくりなどを、進めていく必要があると考えているところでございます。

男性の育児参画のみにとどまらず、子育て中の母親の孤立を防ぐために、社会全体で子どもを育てていくという機運を醸成して、子どもを授かってよかったなと感じて子育てをしていただけるような社会の実現を目指していきたいと考えているところでございます。

〔14番 小島智子議員登壇〕

○14番（小島智子） ありがとうございます。

知事は人口減少対策についても、県と県の競争だとおっしゃってしまして、これは移住なども含めてであろうかとは思いますが、合計特殊出生率がどうやったら上がっていくか、どうやって上げていくかは、非常に大切なことだと思います。

子ども・子育て支援は三重県が一番やというふうに、まずは三重県在住の若い方々に思ってもらおうというのが県と県の競争だとおっしゃるのなら、その競争に打ち勝つためのベースではないかなと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

ふーふー言いながら、本当に大変な思いをしながら子育てをするということでは、少子化に歯止めなどかかろうはずはありませんし、合計特殊出生率が上がるはずもないと思います。現状をしっかりと把握していただき、何か次の具体の一手はないのかということに踏み出していただきますよう要望し、この項を終わらせていただきます。

二つ目は、性暴力被害の未然防止と対応についてとさせていただきます。

性暴力については、昨今、メディアで取り上げられることが多くなってきました。声を上げる方の存在や周りの理解が進みつつある、そんなことも理由だろうと思います。

しかし、明らかにされる事案は氷山の一角に過ぎません。いまだ誰にも言えず、人知れず苦しんでおられる方々の存在を思うと、本当に胸が痛みます。また、私が出会った方の中には、子どもの頃の被害であっても、何十年たっ

でもトラウマに苦しんでみえる方がいらっしゃいます。

三重県では2015年6月、みえ性暴力被害者支援センターよりこが開設されています。よりこは被害に関しての相談等を受け付けていますが、その体制について、相談件数等に関しての変化という状況につきまして、まず、環境生活部長にお伺いいたします。よろしく申し上げます。

〔岡村順子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（岡村順子） みえ性暴力被害者支援センターよりこの相談対応の状況と体制について、お答えいたします。

よりこの相談件数は、平成27年度の開設以来、これまで年間300件前後を増加傾向で推移してきておりましたが、昨年、令和2年度の相談件数は623件と、前年度の約2倍に急増いたしました。また、10代の相談件数も105件と、前年度の3倍以上に増加するなど、性被害相談の若年化の傾向が進んでいます。

これは、令和2年度から中学生を対象にしたよりこの周知を始めたことによる認知度の向上や、令和2年6月からSNS相談を開始したことも要因の一つと考えております。なお、本年度におきましても、こうした相談件数の増加傾向は継続しております。

このような相談件数の増加や相談内容の変化に対応するため、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用しまして、9月から支援員1名を増員したほか、10月からは平日の相談時間を1時間延長して10時から17時までとし、国が設置しました夜間休日対応のコールセンターと連携することで、相談対応の24時間365日化を図ったところでございます。

また、被害前後の相談に適切に対応できるよう、これまで九つあったよりこ連携協力病院の拡充を進めるとともに、男性被害者へも対応できるよう、三つの病院と泌尿器科における連携協力体制を新たに構築いたしました。

相談件数の増加や相談者の若年化については、今後も進行していくことが考えられることから、様々な課題にも対応できるようさらなる相談・支援体制の整備に努め、被害者に寄り添った支援の提供につなげていきたいと考え

ております。

〔14番 小島智子議員登壇〕

○14番（小島智子） 令和2年623件と、大変な増加が見られるということでした。そして、中学校に対してよりこを周知していただいているということもお伺いいたしました。

円グラフにしてみましたので、少し御覧いただきたいと思います。（パネルを示す）右が2019年度の相談年代別のパーセンテージを表したもの、そして左側が2020年度の相談年代別です。

比較をしますと、明らかに10代、そして20代の増加が見てとれます。この要因を、中学校で周知していただいた、それもあろうかと思いますが、実際にこれだけあったものが表に出るようになってきた、そういうことなんだろうと思うんですね。周知がいかに大切で意味があるか、効果があるかということの現れであろうかと思います。

また、20代もかなり増えているんですね。これは、性暴力の件数そのものが増加している可能性がないのかとか、あるいは声を上げやすくなっているのではないかなどが考えられると思います。

相談員については、今年度の9月補正予算で1人増えているということですが、これは今年度限りということになってしまうと思います。

このように相談件数が明らかに増えていること、相談が複数年にまたがって継続していくこと、同行支援等相談業務にとどまらない業務があることなどを勘案しますと、より丁寧な対応をしていただくには人が欠かせないと考えてございます。次の項目も併せて、ぜひ相談員の増加も、当局におかれては御検討いただきますように要望申し上げます。

こんな言葉があります。「1 is too many」、1人でも、1度でも、多すぎる、性暴力についての研修で聞いた言葉です。なかったことにしたい、なかったことにはできない。なかったことにはならないのです。

令和2年6月11日、性犯罪・性暴力対策の強化の方針が国の関係府省会議において決定されました。性犯罪・性暴力の根絶を求める社会的機運が高

まっていること、被害者の尊厳を踏みにじる行為で、心身に長期にわたる深刻な影響を及ぼすことから、根絶に向けた取組や被害者支援を強化するとしています。

そして11月28日から12月20日にかけて、内閣府は3年に一度行っている男女間における暴力に関する調査を、全国の20歳以上の男女5000人を対象に行っております。

その調査によると、無理やりに性交等された経験があるのは、何と男女合わせて約24人に1人、女性では約14人に1人になります。被害に遭った時期について複数回答ではあるものの、10歳代以下、10代とその以下という意味ですが、これが何と49%を占めます。このことから、早い時期に性暴力未然防止に向けて学ぶことが必要だと明らかになっています。

このような流れの中で、令和3年度みんつく予算において、子どもたちを性被害から守りたい！プロジェクト事業が行われています。この事業の進捗等につきましてお伺いいたします。

〔岡村順子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（岡村順子） 令和3年度県民参加型予算、いわゆるみんつく予算による、子どもたちを性被害から守りたい！プロジェクトの実施状況についてお答えいたします。

令和3年度県民参加型予算におきまして、県民の方から、子どもたちを性暴力の加害者・被害者・傍観者にしないための取組について御提案いただきまして、子どもたちを性被害から守りたい！プロジェクト事業として、性被害の未然防止・対応研修等の事業を予算化し、現在、教育委員会とも連携を取りながら取組を進めているところでございます。

事業では、まず6月に県内の全小学校に対して、プライベートゾーンや自分の体の自己決定権についての知識を、小学校低学年のうちから身につけることができるよう、学習教材として絵本の配付を行いました。

次に、養護教諭等、学校関係者を対象として、7月に小学校低学年向け研修を、9月に小学校高学年以上研修を、県内3ブロックで各々開催しました。

研修では、配付した絵本の活用方法や被害児童への支援手法のほか、年代に応じた予防教育の必要性、被害・加害児童等への対応方法などについて講演を行い、延べ500名以上の方に御参加いただきました。

参加者アンケートでは、子どもたちが性被害に遭う前に、できること、必要な知識を伝えることをまずしてあげたいと強く思いましたとか、子どもたちの声なきSOSに対してアンテナを張っていきたいなどの声をいただくとともに、現場における課題についても確認することができました。

現在は配付した絵本を活用し、児童と保護者を対象とした親子で学ぶ性被害防止対応教室を、10月から11月にかけて県内三つのモデル小学校で開催するべく、取組を進めているところでございます。

また、これら教材配付、研修実施に際しましては、併せてアンケート調査を行っており、今後、集計結果を踏まえて、子どもの性被害への対応に関するニーズや課題等の抽出、分析を行い、教育委員会とも課題共有を図るとともに、次年度以降の取組に反映させていくこととしております。

〔14番 小島智子議員登壇〕

○14番（小島智子） 御説明いただきました。

様々なことを、様々な対象者に対して行っていたいでいます。

先ほど絵本を使ってとおっしゃいましたが、（実物を示す）「おしえて！くもくん」というこの絵本です。これを監修された方、小笠原和美さんとおっしゃいます。今は期間限定で大学に勤めですけれども、警察庁でしたか、お勤めの方で、広報課長もなされていた方だと思いますが、中がちゃんと本当に見やすくなっていて、使い方もQRコードを読み取ると買った人には分かるという特典もついておりますが、広がっていただければいいなと思います。

性暴力未然防止には、基本はNO！とGO！とTELL！です。やめてと言うことと、逃げることと、そして起こったことを見たことを誰かに伝えること、子どもたちがその力を個人として、あるいは集団として持てるように、教育の推進が必要だと思っています。

来年度も、このことをベースに行っていただくということですが、今後、教育については、国の学校における生命（いのち）の安全教育推進事業として、今年度、三重県はそれをつくる立場には恐らくないと思いますけれども、指導モデルの作成、それから、来年度はそれを多くの地域へ展開し改善を図る、そして令和5年度から、全国の小・中高校で教育を開始するという工程で今進められているところです。

三重県は、来年度から恐らくモデルの実証・検討に参加することになるんだろうなと思いますが、子どもの命と尊厳を守ること、権利を保障するための教育であることについて、しっかりと教育関係者の皆さんの理解を得てお進めをいただきたいと、これは教育長にお願いさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

さて、性暴力は学校現場において、教育関係者から子どもへの事案については法改正によって厳しく処罰されるようになりました。しかし、被害、加害児童・生徒が同じ学校に在籍しているということも起こり得ます。

実際、ある学校で、同じ学校に在籍している違う学年の児童間で性暴力事案が起こった際、どう対応すればよいか困ったとお聞きしました。このままでよいとは思ってなくても、どうしたらいいかわからないというのが正直なところだったということです。保護者への対応についても、言葉がけ一つについて実際にわからないし、保護者がそっとしておいてほしいと言えば、それ以上学校は何もすることができないということでした。

本当は、それでは子どもの回復は望めないと思いますが、いじめや力による暴力等の、いわゆる生徒指導とは違う対応が求められ、初期対応の仕方によっては子どもが口を閉ざすこと、二次被害につながることも十分に考えられます。

一刻も早く専門的知見を有する人につながるが必要で、遅ければ遅いほど回復に時間がかかり、取り返しのつかないことになると危惧します。

学校は、性暴力被害・加害対応の専門的知見を持っているわけではありません。最も学校が対応に苦慮するケースを念頭に、学校での性暴力対応マ

マニュアル、手引のようなものを作り、ちゅうちょなく対応できる状況を備えておくことが不可欠だと考えます。

さらに、被害、加害児童・生徒両方に、支援と、そして教育が必要であり、高度な専門性が必要なので、よりこの専門性を生かしてスーパーバイズするような役割を果たすべきと考えます。マニュアルの必要性、よりこの役割について、お考えをお聞かせください。

〔岡村順子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（岡村順子） 子どもの性被害対応のための学校におけるマニュアルについて、お答えいたします。

子どもの性被害は、心身の発達に重大な悪影響を及ぼすなど深刻な事態であるにもかかわらず、本人が被害を正しく認識できず、被害の訴え方を知らないことが多いため、発見が遅れ、適切な支援につながりにくいという傾向がございます。

さらに、先ほども少し御紹介いただきましたが、学校で発生する性被害において、被害者・加害者が同じ学校の児童・生徒である場合には、被害者・加害者本人への対応に加え、それ以外の児童・生徒への対応等も必要となることから、学校だけでなく様々な関係機関が役割分担しながら、連携の上、支援していくことも求められます。

また、今年度取り組んでいます、子どもたちを性被害から守りたい！プロジェクト事業で行ったアンケートにおいては、指導体制やチームとしての対応マニュアルなどができていない、あるいは、学校がどのような対応をし、どのように今後の対策を考えればよいのか知りたい、そういった現場における課題やニーズが寄せられております。

学校における性被害に対しては、現場である学校関係者による早期の発見と適切な初期対応に加え、よりこや関係機関が役割分担を行いながら連携した支援体制を立ち上げ、第一には被害者への支援を速やかに途切れることなく行うとともに、加害者への指導等も併せて行っていく必要があります。

そのような支援を学校と関係機関が連携して進めていくためには、被害対

応マニュアルなどのような共通の指針の作成が重要と考えているところです。

こうした指針の作成におきましては、性被害者支援に関してのノウハウや豊富な対応経験を持ち、関係機関との関係性を有しているよりこが、その専門性を発揮することが求められるとも考えております。

学校と関係機関が連携して、学校における性被害に対応していく仕組みづくりを進めながら、性被害を受けた子どもを早期に発見して適切な支援を行い、心身の健全な発達が速やかに回復されることにつなげていきたいと考えております。

〔14番 小島智子議員登壇〕

○14番（小島智子） 満点の回答をいただいたかなと思います。

弁護士、警察の関係者の方々、そして教育委員会、環境生活部、みんなが集まって、どうやったら一番いい方法になるかということ、ぜひお考えをいただきたいと思います。

他県で、実はこの手引のようなものが作られている例がございます。まず一つは、これです。（実物を示す）「学校で性暴力がおこったら」と書いてあります。これは兵庫県のものですが、どうやって作られたかといいますと、国立研究開発法人科学技術振興機構のプロジェクトとして、学校における性暴力、性被害の対応をとということで、本当に様々な方々が入ってらっしゃいます。教育関係者、医師、福祉、警察、弁護士、NPO、そういう本当に様々なステークホルダーが関わって、この手引は作られています。

この手引を参考にして、奈良県も、（実物を示す）実はこの手引を作っておみえになります。皆さんのところにお渡しをしたこのタイムラインは、その奈良県のものであります。（パネルを示す）

被害が分かったときにどうするか、緊急で何をするか、中長期にどうするか、タイムラインというと防災等でよく使われますけれども、この危機管理の対応の中でも、いつ、誰が、何を、どうやってやるのかということが、ここに示されています。

私は、これと同じでなくてもいいと思いますが、三重県として、やっぱり

いろんな方の知恵を集めて、よりよい形をぜひおつくりいただきたい、そう申し上げておきたいと思います。

この手引の中には、学校でのこういう対応というのは危機対応として中級から上級の対応になる、難しいということ、起こってしまったから慌ててマニュアルを作り使うようでは、ほとんどうまくいかないとも書かれています。

三重県において既に起こっている、どうすればいいか困っている現状があります。未然防止のための教育と起こってしまったときの対応、これは車の両輪です。しっかりと専門的知見を共有しながら、作成をお願いしたいと思います。

性暴力被害者として、仮名ではありますが、テレビの取材に顔を出して応じ、性暴力の撲滅やその対応の充実を求めて活動している女性を知っています。

小学校のときに被害に遭い、17歳のときに体調を崩し、その後、PTSDと診断され、被害から30年以上経過した今もなお通院し、薬を飲んでいます。

ふだん明るく優しい彼女の中に、長くつらい苦しみがあるとは外から分かりません。未然防止教育が行われていれば、回復に向かう仕組みがあればと、地団太を踏むような思いでおります。

どうか二度と彼女のような被害者をつくらない、その強い決意を持って、様々な、環境生活部、それから教育委員会、警察の皆さん等々がタッグを組み、取組を進めていただきたい、心からそう申し上げまして、この項を終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

最後、三つ目になります。

障がい者スポーツの新たな展開をとしました三重とこわか国体・三重とこわか大会、残念なことでした。憎きは新型コロナウイルスですが、正式決定から8年、県はもちろんのこと、市町、競技者、各競技団体、企業等、県民の皆さんが力を合わせここまで進んでこられたことに、敬意と感謝を表します。

代表質問で、中止に至った経緯とともに、県としての考え方が確認されま

した。副知事がお答えいただいたと思いますけれども、国体は地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与する国内最大のスポーツの祭典、全国障害者スポーツ大会は、スポーツの楽しさを体験するとともに、障がい者の社会参加の推進に寄与する大会、県民の皆さんが開催してよかったと思える両大会にしたいとの思いで取り組んでこられたことも伺いました。

また、6月議会においては、館議員が大会のレガシーについて質問されています。それに対して、両大会のレガシーは、施設整備、競技力、支える人づくり、この3点にあると考えています。この三つのレガシーの中で、スポーツ施策を地域づくりにつなげていく上で、とりわけ着目していきたいのは人の力です。両大会に関わった人たちが世代を超えて共感したり、協力して何かをやり遂げていくような人と人をつなぎ、広げる力であります、との答弁がなされています。

同じく、杉本議員から、三重とこわか大会の成果の継承について、そして、障がいのあるスポーツ選手の競技力向上について、質問が行われました。

三重とこわか大会から正式競技となるボッチャの体験会を行うなど、大会競技の認知度向上に向けて取組を進めてきたこと。平成23年度末の4競技4チームから、平成27年度には7競技12チームと広がり、全国障害者スポーツ大会で正式競技とされる全団体競技に出場できるまでになったこと。指導員等の養成については、令和2年度には障がい者スポーツ指導員として435人が登録されていることが答弁としてなされています。

そして、さらには、障がい者も健常者と同様の形でトップアスリートとして強化指定し、その活動支援を国体・全国障害者スポーツ大会局が担うよう提言がなされ、局長から子ども・福祉部との連携の在り方、当局としてどのような取組ができるか、今後しっかり検討していくとの答弁がなされてもおります。

実際に両大会を行うことはできませんでしたが、レガシーとして何を具体的に残し、継承していくのか、今こそ新たな展開を具体的に動きにつなげていくことが大切だと思います。

特に、障がい者スポーツのこれからについて、やり取りをさせていただきます。

東京2020パラリンピック、皆さんもテレビ等で御覧になったでしょうか。私は、多分生まれて初めてと言ってもいいかもしれませんが、パラスポーツをじっくりと拝見させていただきました。障がい種別様々、種目もいろいろ、高いレベルでの争いに障がいの有無など全く問題にならず、感動を覚えたことも多かったです。ボッチャなどは、選手の本当に高い技術に目を見はりました。

そこで、お伺いいたします。

この機を逃さず、実際にまず障がい者スポーツを見ること、関心を持つこと等につなげるために、練習会、競技会などについて、例えば、県政だより等を使ってお知らせするとか、競技の種類や内容、いつどこで練習しているかをまとめたものをつくるなど、広報してみてもいいでしょうか。

発信し、知っていただき、見る機会を増やし、関心を高めていくためにも、具体的な動きにつなげることが大切だと思いますが、いかがでしょうか。お願いいたします。

〔中村徳久子ども・福祉部長事務代理登壇〕

○子ども・福祉部長事務代理（中村徳久） 障がい者スポーツへの関心を高めるために情報発信と、県のこれからの取組についてお答えします。

議員、御紹介のとおり、東京2020パラリンピックではメディアを通じて広く情報発信され、活躍する選手の姿が多くの方に勇気と感動を与え、障がい者スポーツに対する関心が高まるきっかけになったと思っております。

県としましても、県民の皆さんに、実際に障がい者スポーツを見ていただく機会であるとか、知っていただく機会づくりについてしっかり取り組んでいくことが、裾野の拡大に向けて大変重要であると考えております。

県では、これまで、小学校であるとか子ども食堂などにおいてボッチャなどの体験会を実施するなど、子どもたちに楽しみながら障がい者スポーツを知ってもらうとともに、障がいについて考え、関心を持ってもらう取組を

行ってまいりました。

また、様々な競技を見ていただく機会も設けるために、全国障害者スポーツ大会団体競技の予選会となる北信越・東海ブロック大会では、毎年違う競技を計画的に誘致してまいりまして、多くの競技に触れてもらうこともしてまいりました。また、大規模なものでは、平成30年にボッチャの国際大会であるとか、第35回の日本パラ水泳選手権も誘致してまいりました。

しかしながら、令和2年度に実施した障がい者スポーツについてのアンケートでは、およそ半数の人がまだ関心がないと回答しており、その主な理由としては、身近に関わっている人がいないとか、身近な場所で行われていないという声をいただいております。

また、障がい者スポーツに関する関心を高めていくためには、テレビで大会が中継されることや選手のプレーを間近に見る機会があること、競技に関する情報を発信することなど、障がい者スポーツを見る・知る機会の拡大が必要との声もいただいております。

このため、従来から県のホームページ等で発信してきた大会やイベントの情報だけではなくに、障がい者スポーツの競技団体のこと、また、選手の素顔、競技の中継とかいろんなものを積極的にインターネットで紹介するなど、誰もがいつでも情報を得ることができるような環境づくりを進めていくとともに、県民の皆さんと選手が交流を深めてもらえる機会づくりについても検討していきます。

また、選手やこれまで指導に関わってきていただいた皆さんの協力も得ながら、子どもたちが地域で活動する場合にもこちらから出向いて行って、身近なところで障がい者スポーツを体験できる機会づくりも増やしていけたらと思っております。

〔14番 小島智子議員登壇〕

○14番（小島智子） ありがとうございます。

身近に関わっている人がいないとか、なかなかすることができないというようなことから、見るとかいうことにつながっていないのかなということ

お聞かせいただきました。

今日、日本教育新聞という新聞があるんですが、それを見ていたら、三重県ではありません、ある高校で、パラリンピアンによるオンライン授業が行われたという記事が載っておりました。

選手本人でなくても関わった人でもいいので、それが何か教育の中身と具体的に本当に結びついて、裾野がもっともっと拡大していけばいいなというふうに、改めて思わせていただいたところです。

さて、これまでいろんなことをしていただいて、障がいのある方の自立と社会参加、それから、県民の皆さんの障がいに対する理解の促進をするということで、裾野の拡大に本当にお取組をいただきてきました。

これまで培ったレガシーを生かして、先ほどおっしゃっていただきましたが、障がいのある子どもたちがスポーツに親しんだり、そういうこともあると思うんですが、例えば、この先、地域総合型スポーツクラブなどとの連携とか、そういうことを具体的に模索していくのも、大会に向けた取組の成果を今後につなげることではないかなと考えます。

育った人の活躍の場をつくることや、これからの人を育てる仕組みづくりについて、お考えをお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

〔中村徳久子ども・福祉部長事務代理登壇〕

○子ども・福祉部長事務代理（中村徳久） 障がい者スポーツに携わる人の活躍の場づくりであるとか、これからの人づくりについてお答えします。

県では、三重とこわか大会に向けて、障がい者スポーツの競技団体の結成であるとか、選手の発掘・育成、指導者の養成に総合的に取り組んできました。

これらの結果、とこわか大会で実施予定であった全ての団体競技で出場チームが結成されるとともに、指導者については、身近な地域でサポートする方から専門的な指導ができる方まで、幅広い人材の養成が進みました。

また、このような数字で見えるものだけではなくに、例えば障がい者の

サッカーやバレーボールなどのチームでは、対戦相手がなかなか見つからない中で、高校の運動部や地元のクラブチームと一緒に練習を行ったり、陸上競技では大学の陸上部の学生がボランティアとして練習会を手伝うなど、スポーツを通じて障がいの垣根を越えた新たな交流も数多く生まれております。

さらに、選手発掘のための初心者講習会では、選手自身がプレーの手本を示すとともに、参加者のサポートを行うなど、スポーツを通じた選手自身の成長にもつながっております。

このように、本大会は中止になりましたが、大会に向けた取組は、目には見えない人と人とのつながりや選手自身の成長にもつながっており、こうした有形無形の成果を今後の取組に生かしていく必要があると思っております。

一方で、本大会を目標に練習に励んできた選手や関係者の皆さんからは、次の目標を見いだすことが難しいとの声もいただいております。このため、県では次の目標となるよう、本大会の代替大会の開催を検討するとともに、令和4年度の栃木大会に向け、これまで選手を支えていただいた関係者の皆さんの協力も得ながら、引き続き、選手の育成や競技団体の支援に取り組んでまいります。

また、三重とこわか大会に向けて頑張ってきた選手たちの姿を様々なメディアで発信し、新たなサポーターであるとか選手の発掘にもつなげていきます。

また、障がい者スポーツを支える指導者や、議員も提案していただいたような総合型地域スポーツクラブとも協力を得ながら、子どもたちからお年寄りまで幅広い年代の方に障がい者スポーツの魅力に触れる機会、体験会を開催していけたらと検討しております。

今後とも、選手や競技団体の声を聞きながら、県全体で障がい者スポーツを応援する仕組みづくりや人づくりについて、関係団体と連携しながらしっかり進めてまいります。

〔14番 小島智子議員登壇〕

○14番（小島智子） ありがとうございます。

部長も聞いていただいていると思いますけれども、競技団体の皆さんから三重とこわか大会が中止になって、そして、この障害者スポーツ大会についてはこれで3年ないんですね。なので、選手はもちろんですが、支える人のモチベーション自体が低下してしまっているというようなことですので、今、何らかの代替大会の開催も言及をいただいたところです。

17日には、三重とこわか国体の代わりということで、陸上の大会も行われたという報道もありましたけれども、なかなか障がい者スポーツは一つの競技で何かをやるということが難しいものですから、その辺りをしっかりと県としてもサポートをお願いしたいなと思うところであります。

今後、2022年8月末には、神戸市にて世界パラ陸上競技選手権大会が開催されます。これが東京2020パラリンピック以降の一番大きな一番初めての大会だと思うんですが、スペシャルオリンピックスも来年11月広島県で、そして、これは2023年のドイツでの夏季世界大会の選考を兼ねている。

聾者の方については、2025年、デフリンピック in Tokyo、これが、今、誘致活動中だと思います。そして、2029年には、ここ、三重県において、全国ろうあ者体育大会 in 三重、18競技とお聞きしていますけれども、これが行われる予定となっています。

多くのパラスポーツの大会がありますので、一度やっぱり上がってきた機運を維持するためにも、これら大きな大会でありますが見たり知ったりする機会をぜひ周知していただきたいと思います。

10月1日ですが、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、名称が変わりました。日本パラスポーツ協会です。

その理由は、今後、障がい者スポーツへの理解や関心、認知度をさらに高めること、障がい当事者のスポーツへのふれあいを増やし、競技への参加意欲を高めること、そして、健常者も入れてプレーする競技が増え始め、これからはパラスポーツとして健常者も一緒になって進めていくことが、共生社会実現に向けて望ましいこととなっております。

ユニファイドスポーツ、スペシャルオリンピックスで知的障がいのある方

とない方が一つのチームで争うというようなやり方もあるわけなので、これからの三重県の地域づくりにおいても、障がい者スポーツはまだまだ発展の可能性が大いにあると思っております。関心を持って今後どうなるのかというのを見守り、意見を申し上げていきたいと思えます。

最後に、中瀬議員が要望されましたが、国体・全国障害者スポーツ大会局をスポーツ推進局などとして何らかの組織として残すこと、そして、可能であれば、その中にパラスポーツ部門を置いていただくことをぜひお考えいただきたいということを要望いたしまして、質問を終結したいと思います。どうもありがとうございました。（拍手）

休 憩

○副議長（稲垣昭義） 暫時休憩いたします。

午後 2 時 10 分休憩

午後 2 時 20 分開議

開 議

○副議長（稲垣昭義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（稲垣昭義） 県政に対する質問を継続いたします。18番 野口 正議員。

〔18番 野口 正議員登壇・拍手〕

○18番（野口 正） 改めまして、皆さん、こんにちは。

一見知事、多分、質問のほう、答弁はないと思いますが、最後になったら、もしかしたらあるかも分かりません、よろしく願います。

皆さんから頑張るなという仰せつけを受けていますので、頑張り過ぎると変なことをやるからやめよということでございますので、よろしく願ひし

たいと思います。

では、まず中小企業への現状確認、対応についてということで質問させていただきます。

私は、環境生活農林水産常任委員会委員長を仰せつかっております。

水産関係の一般質問は控えさせていただきますが、近年の漁業不振は、その対策、対応については、自然界の影響によることが大であります。何ともし難い状況であります。何としても、行政等関係者の方々の英知と努力をお願いするところでございます。漁業協同組合の方から言われておりましたので、一言御挨拶をさせていただきました。

さて、本題に入らせていただきます。

この件につきましては、昨年も行っておりますし、多くの方がされておりますので重複するかも分かりませんが、常に情勢が変化しています。何度もお聞きすることになりますが、よろしくお願いいたいと思います。

コロナ禍により、多くの方々、地域の経済的損失が顕著に生じてきています。個人企業、中小企業等が倒産、廃業、そして経営の継続の存亡に陥っております。コロナ禍という自然界的なものもありますが、これらの対策、対応は、手段、方策によっては、十分倒産、廃業等が減少できるものであると考えております。

企業経営が行き詰まれば、本人、家族、従業員、そして地域経済の縮小になり、一人ひとりの幸福が生まれてこなくなってくるという、秩序が乱れてくるという問題が生じてまいります。

そこでお聞きをします。

コロナ禍で打撃を受けた業種、企業等に対する支援が必要であるが、現状把握は確認しているのか。

県として、現状をどのように考えているのか。個人企業、中小企業への対応はどのように考え対応しているのか。

新型コロナウイルス感染症により、地域経済が減少し、多くの地域では、個人経営者、中小企業が倒産、廃業危機に陥っています。中小企業等への支

援対応はかなりしていただいておりますが、事業継続・事業転換支援、経済活動の回復に向けた支援等が出されております。中小企業に関わる現状確認、対応について、各種支援策が事業者に行き届くよう、より丁寧な情報提供を取り組むべきかと考えておりますが、当局の考えをお聞きしたいと思います。

また、非正規の方々の中には、新型コロナウイルス感染症陽性が判明すると待機中に解雇されることが多々あります。企業として、制度上やむを得ないと考えるところもありますが、当事者にとっては死活問題となります。

県行政としては、このような状況について、どのように考えてみえるのかをお聞きいたします。よろしく申し上げます。

〔島上聖司雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（島上聖司） 2点、御質問いただきました。

まず、中小企業等に係る現状確認、情報提供を含めた県の対応について答弁申し上げます。

まず、県内の経済情勢についてでございますが、令和3年7月の経済指標におきましては、厳しい状況が続いているものの持ち直しているとの総合判断がなされてございます。

しかしながら、コロナ禍の長期化によりまして、観光業、飲食業をはじめとする様々な関連業種では、なお厳しい状況が続いておりまして、引き続き手厚い支援が必要であると認識しておるところでございます。

事業者の状況をどのように把握しているのかについてでございますけれども、県といたしましては、厳しい経営を迫られている事業者を支援するためには、まず現場の実態を把握することが大切であると認識しておるところでございます。

事業者を訪問し、経営者と直接意見交換を行う、こうしたことに加えまして、中小企業の相談窓口となっている各地域の商工会議所と毎月意見交換等を行うなど、コロナ禍における現場の実態把握に努めておるところでございます。

その上で、本県といたしましては、緊急事態措置等に基づく飲食店等への

時短要請協力金やコロナ禍の外出・移動自粛等の影響を受けた幅広い事業者を対象とする地域経済応援支援金など様々な事業者支援の取組を進めておるところでございます。

また、コロナ禍におきましても、県内で安心して飲食をお楽しみいただける環境づくりに向けて、みえ安心おもてなし施設認証制度、あんしんみえエリアを本年5月に創設いたしまして、県内飲食店の認証拡大に取り組んでおるところでございます。

これらの申請に当たりましては、三重県のホームページやチラシ等による周知に加えまして、三重県産業支援センター、商工会議所連合会、商工会連合会そして、中小企業団体中央会など県内関係団体を通じまして、事業者の皆様各種支援制度を御案内しておるところでございます。

また、支援制度ごとに専用のコールセンターを設置し、申請に関する御相談に応じるとともに、事業者の皆様の声を直接伺うことができる仕組みを設けてございます。

県といたしましては、引き続きできる限り丁寧な周知、情報提供に努めてまいりたいと考えてございます。

もう一点でございます。

非正規労働者の解雇に関する県の考え方について答弁させていただきます。

三重労働局が公表いたしました8月の本県の有効求人倍率は1.27倍でございますが、昨年8月の1.02倍以降、緩やかに改善の傾向にあるところでございますが、企業が解雇等を行う見込みの労働者数は、10月8日時点の国の調査によりますと、昨年5月からの累計でございますけれども、全国で11万8317人、県内が1221人に上っております。

そのうち、非正規雇用労働者数は全国で、5万4152人と半数近くを占めることから、県内でも1221人の半数程度が非正規雇用労働者であると推定されております。

とりわけ、宿泊、飲食業などでは、従事する労働者が比較的非正規の方々が多く、しかも、業況の回復に時間を要しているということから、非正規雇

用労働者の雇用状況につきましては、今後も予断を許さない状況にあると考えております。

県といたしましては、まずは労働者が失業しないよう、企業に対しまして従業員の雇用維持・確保を図っていただく取組を進めております。

具体的には、従業員の雇用維持に苦慮する企業と労働力不足が発生した企業との間で雇用シェアを行うため、みえ労働力シェアリング支援拠点を設置し、企業情報の提供や人材マッチング支援等を実施しております。

こうした取組の活用を含めまして、従業員の雇用維持やテレワーク等の働き方改革を通じた労働環境の整備などを求めるため、三重県経営者協会などの経済団体に対しまして、三重労働局と連携して要請活動を行い、会員企業に周知いただくように努めました。

また、雇用調整助成金につきましては、助成率の拡大や支給上限額の引上げなどによる特例措置が講じられているところでございますけれども、段階的に縮減されていることから、国に対しまして特例措置のさらなる延長・充実に要望しております。

労働者への支援といたしましては、県におきまして、労働者が安心して働き続けることができるよう、三重県労働相談室を設置し、解雇や賃金など様々な労働相談に対しまして、専任相談員や弁護士が適切に助言を行っております。

一方、離職を余儀なくされた方々に対しましては、早期の再就職を支援するため、三重労働局と連携して運営しておりますジョブカフェ、おしごと広場みえにおきまして、オンラインによる就職相談や面接指導、県内企業とのマッチングイベントなどをワンストップで提供しているほか、津高等技術学校におきましては、求職者に対しまして、ものづくりに必要な技術や知識を6か月間で学ぶ訓練や、民間教育訓練機関と連携した委託訓練を原則無料で実施しております。

非正規雇用労働者は、企業の業績悪化によりまして雇用調整の対象となり

やすいことを踏まえまして、企業側で雇用の維持が図られるよう雇用支援の取組を普及させるとともに、労働者にしっかり寄り添いながら、今後も、引き続き三重労働局をはじめとした関係機関と連携して、就労支援や労働相談等の取組を進めてまいります。

〔18番 野口 正議員登壇〕

○18番（野口 正） ありがとうございます。

私が、前から心配しているのは、支援策は本当にたくさんやっていただいているんです。これ、本当に、間違いなく支援策していただいて、いろんなものがある。ただ、ある程度のところへは行っているんだけど、本来行かなきゃならない、本当に苦しんでいる中小企業や、個人事業者の皆さんが、そこへ、言ったら、こういうものがありますよとか、そういうやつがなかなか支援策が伝わっていないという現状があります。ですので、個人事業者の方からよく電話とか、また直接見えて、どないなってんねやと、いろんなホームページへは出していただいておりますけど、見ても分からないと。大きなところであれば、税理士とか、いろんな相談される方がみえるんだけど、そういうところはあんまりみえない。かといって、商工会議所にも貼っていない。そういう方、結構みえるんですよ。その人たちが今一番困っているという状況なんです。

その人たちへの、私は、周知する方法がどうなのかなというの、いま一度、ちょっとお聞きしたいんですけど、どのように周知をされているか、本来行かなきゃならない人たちへの、これをちょっとお聞きします。

〔島上聖司雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（島上聖司） 野口議員の御指摘のとおり、制度はできたけれども、どういうふうに御活用いただくのかという周知、情報提供というのが極めて大事であると認識しております。

先ほど答弁申し上げたように、基本的には経済団体等を通じて行っておりますけれども、議員御指摘のとおり、そこに入っていない方々とかいらっしゃるという事実も承知しております。ですので、毎回やっているわけじゃ

ありませんけれども、ラジオ番組で周知をしたりだとか、あとメールとかそういうもので周知するといったことで、いろいろ工夫はさせていただいております。

基本的に、そういった情報が届かないという御意見につきましては、やはりいろいろ議員の先生方からもお聞きして、その場合ですと、やはりリーチしていくというのが、なかなか難しい面があります。個々にしっかりとそういうお話を伺いましたら、アプローチさせていただくという形で、しっかりと汗をかきながら周知させていただいておりますので、何らかの工夫は絶えずやっておりますけれども、引き続き、どういった工夫ができるのかということを考えてまいりたいと考えております。

〔18番 野口 正議員登壇〕

○18番（野口 正） ありがとうございます。

実際、伝えにくい。誤解をされる方が結構みえるんですわ。

文書、私も頂いたやつを見せたり、フェイスブックもそうですし、LINEでも送らせてもろうたり、直接渡したりファクスを打ったりさせていただいているんですけど、なかなか理解が、それだけぱっと見られて分からないというのが事実やと思うんです。やっぱりそこら辺をしっかりとやらわないと、本当に困っている人たちが、一番対応しなきゃならないんだと思うんです。そこをこれからしていただきたいと思います。

どうのこうのしたところで、皆さんに、当局をお願いするしかないのですから、その辺はもうぜひよろしくお願ひしますとしか言えませんが、力を出して、そこら辺の説明を周知していただくようお願いしたいと思ひます。

それと、これを見たけど、事務局へ電話しているらしいんですわ。ただ、つながらない。保健所と一緒に、もう本当に電話しても、やっぱりたくさんあるので、別な出先の方とかもつくっていただいて、別機関でやっていただいているけど、やっぱり電話してもなかなかいかないので、もう諦めちゃうというようなことがありますので、大変御苦労やと思うんですけど、またい

ろいろ努力していただきたいと思います。

それと、先ほど言うた非正規の方々を、これ、新型コロナウイルス感染症になりました、陽性になりましたというて、やっぱり約3か月以上働けないと。そうすると、どうしても企業的には、制度的に言われるとやむを得ん部分があるんですけど、本人にとっては大変なんですよ。これも言われるんですけど、どうしたらいいの。制度的には、生活保護とかいろんな制度がありますよということをお願いして、そういうあれもするんですけど、やはりそこら辺は、国からもいろいろな指示を出されておるみたいだし、法律もやっていますけど、ただ、ほとんどのところがお願いという部分がかかなりありますので、やっぱりお願いというだけではいかなので、できるだけ行政として御指導をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、私が一番心配しておるのは、先ほども言っていますけど、新型コロナウイルスによって悪くなって、全ての企業は悪くないんですよ。前、NHKでもやっていたんですけど、大手とか、例えば出張に、出張費が浮かすので利益率が上がっているというのは、事実、もうあるんですよ。だから、それは全てでは言えませんが、やっぱりそこらも含めて、ぜひ本当に困っている、本当に苦しい方、本当にどこへどう説明していいかわからないということ、何とかこれから探し当てて、努力していただいているのも事実分かっているんですけど、より一層お願いということで、この件は終わらせていただきます。ありがとうございます。

続きまして、2の社会秩序の現状、対応ということで、1のコロナ禍等における犯罪情勢としての対応ということについて、お聞きしたいと思います。

コロナ禍の中、経済的に難しい状況に置かれている方々が増加しています。

経済的に混乱しても、犯罪が増加するということは認められておりません。しかし、治安の問題は、コロナ禍に関係なく、自然災害を含め、オレオレ詐欺等、社会的に平安を侵す状況は、毎年生じてきております。

警察等の努力もあり社会秩序が守られており、世界中でも、日本の平安は最高基準であると言われた安全・安心な生活が維持されておると思っております。

ます。しかし、コロナ禍で生活不安等の問題が生じているのも事実であり、心配している方々もみえて、意見、相談をたくさんいただきます。

犯罪、治安維持は警察のみの責任ではなく、行政、地域、人々の人間関係等多くの社会的要因があります。

しかし、警察の立場を考えると、治安維持を守る中心部であることは間違いないと思っております。

警察として、このコロナ禍の中、社会情勢をどのように分析しているのか。これからの社会秩序を守るための対応をどのように考えてみえるのかをお聞きします。

誤解のないように、再度申し上げますが、経済的なことで社会秩序が問題になることは少ないでしょうが、海外のような暴力的な行動が生じない、させないことが大切であると思っております。

警察の犯罪情勢とその対策認識、コロナ禍後の社会情勢の分析、安心のための対応、対策をお聞きいたします。お願いいたします。

〔佐野朋毅警察本部長登壇〕

○警察本部長（佐野朋毅） お答え申し上げます。

当県における刑法犯認知件数は、官民一体となった総合的な犯罪対策の推進や防犯機器の普及、その他の様々な社会環境の変化を背景に、近年、継続的に減少しておるところでございます。

昨年及び本年8月末現在ともに前年と比べて15%以上減少しておりまして、減少傾向に入った平成14年以降を見ても大幅な減少率となっております。

犯罪の発生件数の増減には様々な要因が考えられるものの、昨年4月の三重県緊急事態措置の実施以降は、不要不急の外出・移動の自粛要請や新しい生活様式の実践等が呼びかけられており、こうしたことが刑法犯認知件数減少の一因となった可能性も考えられます。

一方で、ワクチン接種に関連した不審な電子メール等が確認されているほか、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に関連した給付金をだまし取る詐欺等、事業者への救済支援に乗じた犯罪も発生しております。

こうした情勢を踏まえまして、県警察では、これまで行っている犯罪対策を継続することに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う混乱等に乗じた犯罪に関する情報の入手に努めるとともに、把握した情報をウェブサイト、電子メール、SNS、チラシ等の各種広報媒体を通じて、防犯情報として提供しております。

また、各種犯罪の発生状況等を踏まえて、パトロール活動等の警戒活動を実施しております。

このほか、子どもたちの非行及び被害防止、交通事故防止のため、これまで警察官が学校訪問して実施しておりました防犯教室や非行防止教室、交通安全教室をコロナ禍でも継続して実施できるよう、本年9月からは、新たにインターネットを介したオンラインによるリモート授業を導入して、非対面・非接触で実施できるように対策を講じております。

さらに、衛生マスクの転売事件や持続化給付金詐欺事件等を検挙するなど、取締りの徹底を図っておるところでございます。

事ほどさように、統計の数値は減少傾向にございますけれども、決して犯罪がゼロになったわけではございません。また、被害者のお気持ちをおもんばかりますと、なお一層努力が必要なものと強く考えておるところでございます。

県警察といたしましては、今後も社会情勢の変化を踏まえつつ、関係機関と連携した犯罪防止に向けた取組と、発生した犯罪に対する検挙活動を強力に推進してまいります。

以上でございます。

〔18番 野口 正義員登壇〕

○18番（野口 正） ありがとうございます。

本当に日本の社会秩序というか、安心・安全ということで、本当に努力をしていただいていることは理解しておりますので、ぜひこれからお願いをしたいと思いますが、また後でちょっと質問にもあるんですけど、ただ、警察の方の、住民の方への対面というか、今までいろんなしておったやつがだん

だん減少して、これは人が減ったり、いろんな条件があつたりあると思うんですけど、そこら辺を含めて、ぜひ犯罪のない、また努力をしていただく。それで、さっき言ったようにコロナ禍では、犯罪は増加するんじゃないで減少していますよということは事実だと聞きましたので、ちょっと安心しました。ありがとうございます。

じゃ、次へ行かせていただきます。

次は、災害時等の治安維持と交番・駐在所の再編整備についてであります。

災害時には、流言飛語が飛び交います。うわさがうわさと呼ばれ、社会混乱を生じさせます。多くの方々が災害時の治安に関して関心を持っています。

当局としてどのような対応しているのかをお聞きします。

また、先ほど、皆さん、近年、交番・駐在所等の統廃合が行われていますが、一部住民からは心配の声をいただいております。

コロナ禍の中、祭り、地域事業、地域の交流等が減少し、互いの意思疎通が不足し、地域環境の変化により、地域の安全等が守られるのかという心配の方がみえます。

地域社会の生活安定、秩序は犯罪がないというだけではなく、人々の生活環境状況、将来への希望、安定等も問題でもあります。経済的不安、病気等の環境不安、自然災害、社会的不安も要因になります。

交番制度は世界に最も評価され、地域の人々にとって、すぐに対応できる安全・安心の基となるものであります。また、地域の交通安全等の対応にもしていただいております。子どもたちの安全教育にも関与され、地域のためにもよい環境をもたらしていただいております。

そこでお聞きします。

交番の現状状況、交番、駐在所等の位置づけ、これからの展望についての考えを教えてください。

〔佐野朋毅警察本部長登壇〕

○警察本部長（佐野朋毅） お答え申し上げます。

まず最初に、災害発生時の治安維持についてでございます。

警察といたしましては、発生した災害の規模に応じ、必要な部隊を編成し、避難誘導、被災者の救出救助等の活動、場合によっては他県からの応援もいただきながら全力で行うこととしております。

こうした災害発生時における治安の維持は非常に重要であると考えておりまして、被災地における各種犯罪の抑止をはじめとする地域の安全・安心の確保についても、体制を構築し、場合によっては他県からの応援も得るなどして、パトロールの強化や避難所等への巡回、被害防止を呼びかける広報啓発活動など、関係機関と連携を図りつつ推進するとともに、発生した犯罪の取締りを徹底していくこととしております。

続きまして、交番、駐在所の再編整備についてでございます。

老朽化した駐在所が建てられました当時と比べまして、道路環境の整備による生活圏の拡大でございますとか、スマートフォン、携帯電話の普及による通信環境の劇的な改善、あるいは事件、事故の減少など、社会環境が大きく変化したことを踏まえまして、適正配置の観点から、また県議会で御承認いただき、県民の皆様から頂戴しております建て替え整備予算を有効に活用するという観点から、老朽化した駐在所の建て替え整備に合わせて、再編整備の検討を推進しているところでございます。

地域に根差しました駐在所の再編整備というのは、県警察といたしましても断腸の思いではございますけれども、現在、対象施設が所在する地域の皆様方に説明をしながら、御意見を伺っているというところでございます。

再編後は、勤務員の複数配置ですとか、統合エリアの重点警ら、あるいは、本部自動車警ら隊等によるパトロールの強化などを行うことで、治安維持に万全を期してまいりたいと思っております。

県警察としては、引き続き地域の皆様方に丁寧に説明させていただきまして、その声を聞きながら、再編整備を進めていきたいと考えております。

また、先ほど議員から御指摘ございましたように、地域の方々の信頼があってこそ警察の仕事、初めて成り立つということを重々承知しておりますので、もう丁寧に、地域の皆様方に御説明申し上げ、その上でまた再編は進

めたいと思っておりますので、よろしく御指導のほどお願いいたします。

〔18番 野口 正議員登壇〕

○18番（野口 正） ありがとうございます。

もうちょっと再質問と思ったけど、時間がちょっとあれですので、ちょっと思っただけ。

私は、よく中国へ行かせていただくんですけど、中国は本当に監視カメラがいっぱいついていまして、これは安心・安全とかいう面でいけば、これほどすごい管理社会はないなど。ただ、ここだけは住みたくないなどという思いをしております。そんな中で、日本のようにちゃんとやっていただく。本当にこれは皆さんの努力ですし、多くの方々の、これはもう知事はじめ皆さんの努力のおかげやと思っていますので、安心して提供できるようにお願いしたいと思います。

また、交番については、私どももそうなんですけど、ちょっと近くにあると楽なんですけど、ただ110番ってなかなかしにくいんですよね。本当はちょっと、交番があったら行けたんだけど、110番してまで呼ぶのは嫌やと。行くとすぐ事件ですか、事故ですかと聞かれて、ちょっとびくっとしちゃうようなのもあって。やっぱりそこら辺がありますので、警らをしてもらって、最初言ったように、ある程度接してもらおうというのが必要やと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

もうこれでこの件につきましては一応終わらせていただきます。

ちょっと時間が、申し訳ありません。ありがとうございました。

続きまして、3の未利用の県有財産、土地・建物の把握と活用についてでございます。

県は、庁舎に学校、警察や公営住宅、文化施設など、長年にわたりたくさん土地や建物を所有し管理しています。

これらの県有施設のうち、人口減少、少子化、高齢化等の社会情勢の変化に伴い、その役割を終え、用途を廃止した施設もあるかと思っております。今後さらなる人口減少、デジタル電書化の進歩などにより、役割を終える県有施設

が増えると思いますので、活用されなくなった施設については、用途を変更して活用できる場合もあるかと思いますが、随時、その所在や数、面積等を把握して、全庁で情報を共有することで、再活用の道が開けるのではないかと思います。

再活用できない公共施設については、維持管理のコストがかかるので、県財政の健全化のためにも速やかに売却等を行い、歳入を生み出すことも必要ではないかと思います。

そこで、お尋ねします。

県は未利用になっている県有施設をどのように把握し、それぞれどのように処理方針を決定しているのか教えてください。

ちょっと時間があれですので、簡単にと言ったらちょっとあれだけど、簡単に明確にお願いします。

〔高間伸夫総務部長登壇〕

○総務部長（高間伸夫） 未利用になっている県有財産について、どのように把握して、どのように処理方針を決定しているのかについて、お答えさせていただきます。

まず、本県では、県有財産の総合的かつ効率的な利活用を図るため、平成24年にみえ県有財産利活用方針を策定いたしまして、その4年ごとに、改定をして、現在は、令和2年3月に策定いたしました第三次みえ県有財産利活用方針に基づきまして、未利用の県有財産の利活用を進めておるところでございます。

この第三次みえ県有財産利活用方針の対象とする財産は、道路とか公園とか港湾施設といった、いわゆる公共インフラ財産ですとか、それからいわゆる水道事業とかそういった地方公営企業の所管する財産を除いたいわゆる庁舎ですとか文教施設等の全ての県有財産を対象としておりまして、毎年、各所属におきまして、対象となる全ての県有財産を自己点検いたしまして、その中で利活用が可能な未利用財産の掘り起こしを行っているところでございます。

そして、各所属で把握をいたしました財産を個別財産の利活用計画として取りまとめて、県庁全体で情報共有するとともに、有効活用に向け検討しております。

こうした庁内における検討によりまして、県としては、利活用の見込みがないと判断した土地については、順次売却を進めておるところでございまして、参考といたしまして、令和3年度の、先ほど申し上げました個別財産の利活用計画でございしますが、未利用財産として54件の土地とか建物の財産が掲載されておるんですけれども、庁内で利活用に向けた検討を実施しまして、その結果、33件は県として利活用を進めることといたしまして、残りの21件については、県としては利活用が見込めないということで判断いたしまして、現在、売却の手続を進めるということで作業しておるところでございます。

なお、これまで、未利用財産の売却実績としては、この取組が始まった平成24年度から昨年度令和2年度までの9年間で111件、約23億円の売却をしております。

今後も、引き続き未利用財産の把握と利活用に努めて、特に貴重な財源の確保という観点から、県有財産の適正な管理にしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔18番 野口 正議員登壇〕

○18番（野口 正） ありがとうございます。

多分、総務部管轄だと思うので、いろんなところがあると思うんです。もう時間的にもちょっと意見だけになるとは思いますが、さっき言った21件の未活用があるということで、それを売却ということですけど、なかなか売却といっても、この御時世、買っていただけるようなところがあるのかなという心配もしております。かといって、じゃ、たたき売る、パナナのたたき売りではないですけど、安く売るというのはいかがなものかとありますので、そこら辺はぜひ検討していただければと思います。

それと、例えば、海岸、港とか、そういうところに行くと、いろんな条例

とかそんなので決まって、倉庫とかそんなものもあります。そこの倉庫とかそんなものでも、一応条例があって当然やるのは当然ですけど、それによって、貸しているお金で運営しているけど、貸しているけどそこが出ていったら、ゼロですやんかというような場合も出ると思うんです。そこら辺は、やっぱりこれから県としてはいろいろ検討していかなければならないかと思っておりますので、どうかまたこれからも、大変やと思いますけど、よろしく願いしたいと思っております。

これはもうこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、無形民俗文化財等の映像等などの記録作成についてをさせていただきます。

コロナ禍において、御存じのように伝統芸能、地域の祭り、地域の交流行事等が中止や延期になりました。また大きな行事、有名な伝統芸能や行事はそれなりに維持されているのですが、地域の伝統芸能、祭りは、地域住民の減少、資金不足、人々の意識変化等により消滅するところも出てきております。しかし、伝統芸能や祭りは、地域の仲間づくり、連携、防犯、安全・安心にはなくてはならないものであります。

今、地域の方々には、伝統芸能、祭り、地域の交流が大切であり必要であるとして、力を入れてきているところがたくさん出てきております。また、地域の伝統芸能を再度復活させるのに努力されている方もたくさんみえます。

こうした中、伝統芸能や祭りを続けていくためには、現在の伝統芸能や祭りの状況を映像や音声などで記録していく方法が役立つのではないかと思います。例えば、祭りの歌、音頭、踊りは祭りを続けていかなければならないんですが、すぐなくなると忘れてしまいます。何年間祭りができないということがあったとしても、映像が残っていれば、どんな歌、そしてどんな踊り、どのような音頭、これらがすぐに分かります。万一、今後コロナ禍のような出来事が再び起こって、祭りが何年間も中断しても、再び祭りとか伝統芸能を始めようとするときに、その映像を見れば、祭りを行うことが分かりますといったことを考えると、こうした記録をつくることは、有効な方法で

はないかと思えます。また、祭り内容を詳しく知る方々から、祭りの方法を聞き取り、記録をつくっていくことも有効な方法ではないかと思えます。

ちょっと映像を見てもらいます。(パネルを示す) これは私どもの獺師町の県指定無形民俗文化財のかんこ踊りでございます。

10年以上前の祭りですので、ちょうど私のところの父のあのときのあれなんですけど、私の顔も隠せと言われたんですけど、まあ大丈夫やということでしたので、ありがとうございます。

本当に、このかんこ踊り、去年と今年2回とも中止になったんです。本当に残念やなと思うんですけど、強制的にやれと言うんですけど、なかなかやっぱ言いながらも、私もちょっと厳しいかなと思って、やっぱ中止したほうがよかったかなと思ったんですけど、そんなものもあります。

これら記録をつくるという事業による各保存会、関係団体等の今まで以上の労力と熱意が必要になってきます。しかし、現在の状況を考えますと、各保存会、開催団体等の努力、思いが一番ではありますが、行政としても支援、助言等が必要ではないかと考えます。

現在、県、市町では、無形民俗文化財等の指定を行い、維持保存に御協力等をしていただいておりますが、こうした伝統芸能など、無形民俗文化財の記録の作成について、どのように取組を進めているのか、その方向性をお聞きしたいと思います。

本来は、こんなことよりも、ちゃんとやっていただくのが本来なんですけど、それができないというほんまに本末転倒の部分もあるんですけど、よろしくお願ひしたいと思います。

[木平芳定教育長登壇]

○教育長(木平芳定) 御答弁申し上げます。

県内には、かんこ踊りや獅子舞行事など、すばらしい伝統芸能などの無形民俗文化財が数多くあります。いずれも地域に根差し、今日まで大切に守り伝えられてきた貴重な財産です。こうした無形民俗文化財を継承していく方法として、記録の作成は非常に有効であると認識しております。

御指摘のように、万一、実施が困難となり中断した場合でも、記録があれば、再開への手がかりになります。また、広く県民の皆さんに無形民俗文化財の魅力を伝える際にも、映像記録は理解を深めていただける貴重なものであると考えています。

県教育委員会では、専門家の指導を受けながら、昭和30年代には解説文と写真による記録をまとめた冊子の作成に取り組んできましたが、平成に入ってから、祭りの準備、練習、祭り当日の人々の動きなどを丁寧に撮影した映像による記録の作成も進めてきました。

また、平成30年には、市町が無形民俗文化財の関係団体と協力して、記録の作成を進められるよう、作成手順や記録すべき項目、作成の留意点などをまとめた無形民俗文化財記録作成の指針を作成するとともに、限られた財源の中とはなりますが、補助金による財政的な支援も行い、市町による記録作成の後押しをさせていただきました。

そうした取組の結果、これまで県内の国指定重要無形文化財10件全てと、それから県指定無形民俗文化財38件あるんですけれども、そのうち11件を終えたほか、これ以外の無形民俗文化財も32件の映像記録を、県、市町で作成したところです。

現在、市町では、県教育委員会が令和2年7月に策定いたしました三重県文化財保存活用大綱に基づきまして、地域に身近な文化財の保存と活用を進めていただいております。

そこで、県教育委員会では、先ほど申し上げました記録作成の指針を活用して、映像記録の手順などの技術的な助言とともに国や県の補助金による支援に努め、市町が関係団体と協力して記録を作成していけるよう働きかけています。

また、コロナ禍により祭りの開催が困難となっていることから、我々がこれまでに撮影いたしました映像を、この9月から12月まで、毎週1回、守ろう活かそう三重の文化財というフェイスブックで紹介しております。コロナ禍が収束したら、改めて撮影に出向き、新たな映像も紹介していきたいと

考えております。そうした映像をきっかけに、広く県民の皆さんが、地域の行事や祭りを再認識したり、祭りに参加したりしていただければと思っております。

県教育委員会としましては、こうした取組を市町と連携して進め、無形民俗文化財がかけがえのないものとして、地域の人々に愛され続け、次世代に継承されていくよう取組を進めてまいります。

〔18番 野口 正議員登壇〕

○18番（野口 正） ありがとうございます。

今日も野村議員から、質問の中で祭りの件、言っておられました。また、先週か、今井議員からも、絆ということの中で、祭り等を言われておりました。また谷川議員からは、これは大麻草等について、伝統芸能という言い方でしたんですけど、そういうのをしています。

本当に、伝統的な芸能とかそういうのは、もう本当にどうでしょうか。本当は、私は、本来は教育委員会よりも環境生活部に質問する予定でしたんですけど、私の所属ですので、ちょっとできないと。前から言うておるんですけど、やっぱり発表する場所をぜひしてほしいなというのは、これはどっちかという環境生活部になるみたいですので、これは私、一応、所属常任委員会ですので、ちょっと言いません。

ただ、今一生懸命やっていたいて、言っていたいておるんですけど、実際問題、人いるのかなと。全部人任せでしようと、どこかへ委託しておると違うかなという心配を実はさせていただいています。だから、そういう人材、やっぱり祭りをする文化の学芸員というわけではないです。そこら辺の体制はどうなっているのか、その祭りのそういうあれも資料として残さなあかんと思うんです。そこら辺の学芸員とか、そういう管理、その人数とか体制というのはどうなっているか、分かれば教えてください。分かれば結構です。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 県教育委員会事務局の中に、社会教育・文化財保護課

というところがございます。

そこで、先ほど申し上げました平成30年のこの無形民俗文化財記録作成の指針を、もちろんこの文化財保護審議会委員の方々、専門家の方々の専門的な意見も聞きながら、事務局で作成させていただいております。

それから、この9月からフェイスブック上で、守ろう活かそう三重の文化財という中で、この民俗芸能、コロナ禍の中で、先ほども答弁しましたがけれども、参加したり見に行くことができないということでございます。そうした過去の映像も、我々の事務局の職員が行かせていただいて、撮らせていただいたものを活用しております。これから、コロナ禍が開けて再開になったら、またそうした映像も、我々の事務局職員の中に、そういった文化財のところに精通した職員がいますので、そういった職員とそれから市町の事務局なり教育委員会の職員とも連携して、取組を引き続き進めていきたいと思っております。

〔18番 野口 正義員登壇〕

○18番（野口 正） ありがとうございます。

多分、人手が大変やと思いますし、いろんなあれがある。それで、今ちょっと後で聞こうと思ったんですけど、その同じようやった市町との関係というのは、これすごく関係をやっぱりしていかないかないと思うんです。そのための交流とかそういうあれもあると思うんですけど、そういう体制とか、そういう交流とかはどのようにされているか、ちょっとお聞きします。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 市町との関係ですけれども、市町では、文化財とかの保存活用について、文化の部分について、首長部局でされているところもありますけれども、教育委員会で多くされております。日常的に、そういった貴重な文化財をどのように保存したり、活用していこうかということについて、例えば補助金の申請を受け付けさせていただいたり、あるいは個々に相談を受けているという機会もございますので、そういった場面も活用して、日頃から地域の文化財のことについても、やり取りさせていただいております。

し、昨年7月に文化財保存活用大綱を県でつくらせていただいて、市町では、これを踏まえて個別の計画、地域計画をつくっていただいている市町もありますので、そういったところにも参画させていただいているところでもあります。

〔18番 野口 正議員登壇〕

○18番（野口 正） 無形文化財、県の無形文化財もありますし、市の無形文化財、いろいろあると思うんです。

やっぱり、行政がやっていく上で県だけではできない。地元のことは、やっぱり市町の方が一番よく分かるので、市町の方の交流はしていただきたいと思いますし、やっていただかないと難しいのかなと思っています。

それと、これは、本来もう何遍も言うように本末転倒なんですよ。本来は、人口が増えて、こうやっていただくあれば、もう全然問題ないんですけど、なかなかこの日本の今の傾向を見ておるとどんどん減少している。私は、昭和40年代、都会へ全部人が行き出した頃から、伝統芸能とかそんなのがちょっと衰退し始めたかなという思います。やっぱり人口の問題かなと。地域における人のあれだと。だから、地域の人が活性化していないから駄目なんだなという思いをしていますので、やっぱり活性化するためにでも、ぜひ、伝統芸能、祭り、また行事等の支援をよろしくお願ひしたいと思います。

もうこれでこの件は終わらせていただきます。

続きまして、学校教育の場における国歌君が代の位置づけについてお聞きしたいと思います。

私は、市議会議員時代から、行政に何度もこのことは質問させていただいています。その頃に比べ、多くの方の声により学校の形態も変わり、また国からの学習指導要領等、これは国旗、君が代でしたかね、国旗及び国歌に関する法律ができてから、かなり改善されているなど思いをさせていただいています。しかし、まだまだ声を大にして訴えていかなければならないと思っております。

コロナ禍の中、卒業式、入学式に参加していない現状のため、私自身、生の現場を確認していませんが、コロナ禍であるからこそ、子どもたちの国歌君が代を斉唱する意義、学ぶ権利を大切にしなければならないと思います。世界中で、国歌斉唱を教えない国はありません。日本国民として、子どもたちの教育の一丁目一番地であり、子どもの学ぶ権利であります。

そこでお聞きします。

学校教育の場で、国歌君が代の立ち位置をどのように考えているのか。コロナ禍の中、学校教育の場が困難な現状の中、国歌君が代を斉唱する機会はなかなか難しい状況ではあるかと思えます。しかし、指導方法等やり方はあると考えますが、どのように指導しているのかもお聞きします。

また、現状、どのように指導しているかお聞きして、学校によって、声のある、なし、指導に差が生じている状況があると聞いていますが、状況はどうなんでしょうか。

市町における国歌君が代の指導状況、現場の把握状況についても、以上お聞きしたいと思います。

コロナ禍の中、学校教育の場が困難な状況の中、君が代を斉唱する機会はなかなか難しいと何遍も言っていますが、よろしくお聞きしたいと思います。

〔木平芳定教育長登壇〕

○**教育長（木平芳定）** 学校教育におきます国歌君が代の位置づけと、指導状況について、御答弁申し上げます。

教育基本法では、教育の目的として、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた国民を育成することとされています。また、教育の目標の一つとして、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこととなっています。

グローバル化が進展する社会におきまして、子どもたちがこのような態度を養い、他国の生活や文化を理解し他国の人々と隔てない心で接し、互いに尊重し合うことを通して、国際社会において尊敬され、信頼される日本人と

して成長していくことが大切です。

国歌に関する指導につきましては、学習指導要領におきまして、小・中学校で、君が代が、我が国の末永い繁栄と平和を祈念した歌であることを理解し、高校では、中学校における指導との関連を図り、国歌に対する正しい認識を持ち、それらを尊重する態度を育てることとされています。また、国歌の斉唱につきましては、音楽の授業のほか、入学式や卒業式などにおいて、その意義を踏まえて斉唱するよう指導することとされています。

本県においても、通知や県立学校長会議等の場におきまして、国旗及び国歌に関する指導が、学習指導要領に基づき適切に行われるよう周知徹底しているところです。

県内の公立小・中学校で使用されております音楽の教科書に、君が代が日本の国歌であることに加えて、歌詞の持つ意味、自国の国歌と同じように、他国の国歌も尊重することの大切さなどが記載されており、音楽の授業などで教科書を活用し適切に指導しています。

近年、全ての公立小・中学校、県立学校で入学式、卒業式において、国歌の斉唱を行っていますが、令和元年度の卒業式から新型コロナウイルス感染症への対策が必要な状況となり、あらかじめ録音した子どもたちの歌声を流したり、CDなどの音源に合わせてマスクをして、小声で斉唱したり、心の中で歌うよう呼びかけたりするなど、参列者の発声を控える工夫をした上で、国歌斉唱を実施しているところです。

入学式や卒業式は厳粛かつ清新な雰囲気の中で行われ、学校生活に有意義な変化や折目をつけ、新しい生活の展開への動機づけを行い、所属感を深める大切な機会となっています。

今後とも、学習指導要領を踏まえ、入学式や卒業式において、国歌君が代の斉唱が適切に行われるよう指導、助言してまいります。

〔18番 野口 正議員登壇〕

○18番（野口 正） ありがとうございます。

本当に日本の君が代というのは、平和の歌なんですよ。中国の国歌を聞

いてもらったら、殺せ、殺せです。フランスもラ・マルセイエーズも一緒です。敵を倒せ、血を流せ。世界の中で、大体ほとんどの国は、血を見る、殺せ、そんなのが多い中で、唯一日本の君が代だけは、そんなのは一切していないんです。その辺はぜひお願いしたい。

知事、もう時間ないところ悪いんですけど、知事、君が代についてどのように思われるかだけ、ちょっと答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（稲垣昭義） 答弁は簡潔に願います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） お答え申し上げます。

私は、平成6年から8年までフランスにおりましたときに印象派の画家のクロード・モネのモントルグイユ街という絵を見ました。先ほドラ・マルセイエーズの話をおっしゃったので、フランスの話ですので、適切じゃないかもしれませんが、フランスでは、あらゆる公的機関、学校も含めてですけど、国旗が必ず掲げてあるんです。そのときは、まだ日本には国旗も国歌も定まっておられませんでした。その後、平成11年に国旗及び国歌に関する法律ができて、日本でも国旗と国歌が決められたということでありまして、これで日本の心が一つになるというのは重要なことだと思っています。

御質問いただきました国歌につきましては、我が国の末永い繁栄と平和を祈念した歌であって、そのメロディーもすばらしいと思います。特に、オリンピックなどのときに国歌が流れますと、厳粛な気持ちになるというものでございますので、国民の気持ちを一つにするためにこれが重要なものであるということは論をまたないものだと考えております。

〔18番 野口 正議員登壇〕

○18番（野口 正） すみません、もう時間が来ましたので、これで終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○副議長（稲垣昭義） 本日の質問に対し、関連質問の通告が1件ありますが、この関連質問は後刻認めることとし、暫時休憩いたします。

休 憩

- 副議長（稲垣昭義） 暫時休憩いたします。
午後 3 時 21 分休憩

午後 3 時 30 分開議

開 議

- 議長（青木謙順） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

- 議長（青木謙順） 県政に対する質問を継続いたします。

中瀬古初美議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。22番 稲森稔尚議員。

〔22番 稲森稔尚議員登壇・拍手〕

- 22番（稲森稔尚） 皆さん、お疲れさまです。

伊賀市選出、草の根運動いがの稲森稔尚でございます。

早速、関連質問をさせていただきたいと思えます。

中瀬古議員の風力発電施設計画に係る地域への影響についてということで、まず、県民の皆さん、地域の皆さんが、地域の中でどういうふうに関心をして暮らし続けていくかという上で大切な県政史の一つについて、最初に触れさせていただきたいと思えます。

まず、2000年の2月22日、この場所、県議会の本会議におきまして、当時の北川正恭知事は、芦浜原発の白紙撤回を表明した際に、次のように述べています。

原子力発電所の立地についての推進、反対の対立が続く中で、地元住民はそれにより長年にわたって苦しみ、日常生活にも大きな影響を受けていることを強く感じました。

37年もの長きにわたりこのような状態が続いてきたことは、県にも責任の

一端があることは事実であり、こうした状態が続く、これ以上続くことは避けなければならないと考えますとして、この推進と反対という立場が分かれて地元が紛糾していることを何とか納めなければならないという法律論を超えて、地域を統括する立場の知事として決断しています。

このような県政史の上にある知事として、この歴史、そして、当時の判断をどのように評価し、今後の県政の教訓としていくのか、知事のお考えをお聞かせください。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 知事の判断は非常に重く、また難しいもので、ただ、その判断に当たって、県民を判断の軸に置けばぶれることはないと考えています。そして、その判断は、歴史が評価をするものであるということも考えているところであります。

原子力発電所については、非常に難しい問題であります。東日本大震災の福島第一原子力発電所、あそこに津波が押し寄せる映像、これを忘れることできないと思いますけど、やはり安全が第一であると考えているところであります。

今、カーボンニュートラルが世界全体で言われて、地球温暖化の原因である温暖化ガス、この排出を極力抑えなきゃいけない。その中で、どういった形で電源構成比率を形成していくかというのは、国において考えられているところでございます。エネルギー基本計画、これを今見直ししているところであります。一つ前の平成30年につくられたエネルギー基本計画では、2030年度のエネルギーミックスについて、原子力が20%程度、そして再生エネルギーが24%程度というふうに定められているところでありますが、いずれにしても化石燃料を元とする発電は減少させる。そのためにどういうことができるかというのを、我々も国から示されたら考えていくべきものだと考えております。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） 今の御答弁を聞いて、原発の是非どうこうというよりは、

そのときの地域の皆さんの苦悩とか、分断が何をもたらすのかということを経後の判断に生かしていただきたいという思いで、まず確認をさせていただきました。

まず、伊賀市、津市にまたがって新たに28基もの風車を建設しようとするウインドパーク布引北風力発電事業について、まずお伺いをいたします。

昨年12月には、環境影響評価準備書に対する知事意見では、当地域で事業を実施する必要性については合理的な説明がなされているとは言えない。地域住民との合意形成が図られているとは言えない。環境への影響を十分に低減できない場合は、事業の中止または規模の縮小を含めた検討を行うことと示されています。これは、鈴木知事の時代の知事意見です。

伊賀市内の事業計画区域の住民からは、自然環境や防災、健康、景観などが損なわれる懸念から、地域住民の過半数を超える事業中止を求める署名も県に提出されたところです。

しかしながら、市長意見や知事意見でも、住民間の意見対立があることや、住民の合意形成が得られていないとされているにもかかわらず、知事意見が出された以降も、地域住民からは広く説明を受けたこともないという意見、声があります。

まず、県として、知事意見提出以降、住民との合意形成が図られてきたのかどうか。環境への影響を十分に低減できたのかどうか把握すること、あるいは検証されるということはされているのかどうか、お答えください。

〔岡村順子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（岡村順子） ウインドパーク布引北風力発電事業の進捗状況についてお尋ねです。

今、議員から御説明いただいたことを前提に、そこからの答えとなりますが、準備書を事業者が提出してきて、その後、知事意見が先ほど説明のございましたとおり出して、経済産業大臣に提出いたしました。

まだ、出したことを受けて、経済産業大臣が、事業に対する勧告を行っております。それが、その中では、三重県知事意見を勘案して、地域住民等に

対し丁寧かつ十分な説明を行うことと記載されておるほか、事後調査の実施や地域の環境に与える影響を低減するように求めた勧告でございます。

こうしたものを受けて、事業者が環境影響評価書を作成して、その際、事業計画も見直したという形で、今、経済産業大臣に提出後の審査が行われると聞いております。そうした中で、今、現在進行形の状況であるという認識の中で、まず、認識をしているということでございます。

今後、この審査の結果が出てきた後に、環境影響評価書の内容が確定していく中で公告と縦覧が行われて住民等へも報告がされていくという認識でございます。

内容については以上でございます。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） すみません。問題だと思うのは、中瀬古議員の環境影響評価のフロー、ちょうどいいのが出していただいたんですけども、準備書の中で知事意見を発出しても、もうここを把握したり検証する、そういうプロセスが全くなくて、知事意見がちゃんと果たされているのかどうか、それはどういうふう把握し、検証しますか。

○議長（青木謙順） 答弁は簡潔に願います。

〔岡村順子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（岡村順子） 確認の仕方ということでございますが、今現在において、知事意見を提出した農地について、何か公式の手续として確認するような手段は、県としては持っておりません。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） 最初の話に戻るんですけども、やっぱりその県政が芦浜原発の県政史からしっかり学んでほしいと思うんです。

法的権限の有無にかかわらず、地域でどうやって安心して暮らしていくかについては、できる限りのことをやっていくという姿勢を持ってほしいと思います。

知事意見がちゃんと反映されているのかどうか。そして、2番目にも書き

ましたけれども、本当の意味で地域の課題解決や地域エネルギー、地域の内側にある資本を生かしていく。これをどういうふうにやっていくかということ、知事、最後に答弁いただきたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） お答え申し上げます。

環境影響評価の過程におきましては、例えば、準備書あるいは報告書もそうですけれども、公告や縦覧ができることとなっています。

県においては、事業者の方々がどういうことを考えているのかということを常にウオッチしながら、知事の出した意見がしっかりと守られているかどうか、それによって、地域の分断が行われることがないようにしっかりと対応していくと、そういう所存でございます。

〔22番 稲森稔尚議員登壇〕

○22番（稲森稔尚） 分かりました。

地域の皆さんからは十分な説明を得られていないと、そして、このまま我慢し続けなければならないのかという不安がありますので、そういう声をぜひ県に届けさせていただきたいと思います。

これで関連質問を終えたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○議長（青木謙順） 以上で県政に対する質問を終了いたします。

議 案 審 議

○議長（青木謙順） 日程第2、議案第125号を議題といたします。

本件に関する質疑の通告は受けておりません。

議 案 付 託

○議長（青木謙順） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第125号は、お手元に配付の議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木謙順） 御異議なしと認めます。よって、本件は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表

予算決算常任委員会

議案番号	件 名
1 2 5	令和3年度三重県一般会計補正予算（第12号）

議 案 審 議

○議長（青木謙順） 日程第3、議案第126号を議題といたします。

提 案 説 明

○議長（青木謙順） 提出者の説明を求めます。一見勝之知事。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） ただいま上程されました議案第126号について御説明いたします。

この議案は人事関係議案であり、公害審査会委員の選任について、議会の同意を得ようとするものであります。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（青木謙順） 以上で提出者の説明を終わります。

お諮りいたします。本件は人事案件につき、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木謙順） 御異議なしと認め、本件は質疑並びに、委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

○議長（青木謙順） これより採決に入ります。

議案第126号、起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木謙順） 起立全員であります。よって、本案は同意することに決定いたしました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（青木謙順） お諮りいたします。明20日から31日までは、委員会の付託議案審査等のため休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木謙順） 御異議なしと認め、明20日から31日までは委員会の付託議案審査等のため休会とすることに決定いたしました。

11月1日は定刻より本会議を開きます。

散 会

○議長（青木謙順） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時43分散会